

駒沢女子短期大学 自己点検・評価報告書

平成 29 年 6 月

目次

| | | |
|----------------------------|---------------|----|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 | 2 | |
| 基準Ⅰ－A 建学の精神 | 2 | |
| 基準Ⅰ－B 教育の効果 | 4 | |
| 基準Ⅰ－C 自己点検・評価 | 8 | |
| ◇基準Ⅰについての特記事項 | 9 | |
| 基準Ⅱ－A 教育課程 | 13 | |
| 基準Ⅱ－B 学生支援 | 22 | |
| ◇基準Ⅱについての特記事項 | 38 | |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 | 41 | |
| 基準Ⅲ－A 人的資源 | 42 | |
| 基準Ⅲ－B 物的資源 | 48 | |
| 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 | 51 | |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 55 | |
| 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ | 56 | |
| 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ | 57 | |
| 基準Ⅳ－C ガバナンス | 62 | |
| ◇基準Ⅳについての特記事項 | 65 | |
| 職業教育の取り組みについて選択的評価基準 | 職業教育の取り組みについて | 67 |
| 地域貢献の取り組みについて選択的評価基準 | 地域貢献の取り組みについて | 75 |

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

■基準Ⅰの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 基準Ⅰの自己点検・評価の要約を記述する。

本学の建学の精神は、道元禅師の禅の教えである「正念」と「行学一如」であり、これに基づいた教育理念は「知性と理性を備えた心豊かな女性の育成」である。保育科単科である本学は、建学の精神及び教育理念に基づき、保育者としての専門性を身につけ、かつ豊かな教養を備え、社会に貢献できる人材を育成することを学修成果として明確に示している。また、教育の質の保障を図るために法令を順守し、各種法令及び通達等の変更には迅速に対応し、それらを適切に運用している。

学修成果の査定に関しては、学則に明確な基準を定め、厳正に判定を実施している。併せて、GPA制度の採用により学修達成度や課題を学生個々に明確に示し、学生自身が努力目標を適切に設定できるようにしている。

自己点検・評価については、規程及び組織を整備し、自己点検・評価委員会が主導しながら取り組んでいる。自己点検・評価報告書の作成に関しては全教職員が関与し、情報を共有するなど全学的に取り組んでいる。

(b) 基準Ⅰの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

建学の精神及び教育理念に基づく教育を展開していることは、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を印刷物やホームページ等を通じて明確に示しているが、学生が各ポリシーを適切に理解するためにも、その周知の方法について、さらなる方策、工夫を全学的に検討していく。

[テーマ]

基準Ⅰ－A 建学の精神

■基準Ⅰ－Aの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学では道元禅師の禅の教えである「正念」と「行学一如」を建学の精神としており、これに基づいて教育を展開している。これらの内容は、印刷物や、ホームページ、学燈会を始めとした各種行事等を通して教職員、受験生、在學生など、学内外に表明している。

課題として、学内外に日常的に伝える機会に関してはまだ不十分であることから、今後、その方策を検討・実行していく必要がある。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

建学の精神について、本学では教職員、受験生、在學生に対し、それぞれに理解してもらえよう様々なアプローチの手法を取っているが、特に在學生の建学の精神に関する理解が把握できていない。入学後、学生生活の初期に理解を深め、また日常的に伝えていく仕組みを考えていくと共に実行し、検証していく必要がある。

今後は早期に建学の精神に関する理解を深めることができるよう、入学前の事前学習プログラム等を通じて建学の精神を伝えていきたい。また、日常的に建学の精神を学生に伝える機会に関してはまだ不十分であることから、今後、その方策を検討していく。

【区分】

基準 I - A - 1 建学の精神が確立している。

■以下の観点を参照し、基準 I - A - 1 の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の建学の精神は、道元禅師の禅の教えである「正念」と「行学一如」である。正念とは坐禅のことであり、身体と心を整え、静かに自己の心を開き、自身の輝きを見つめていく行いで、これによって自己の確立を目指していくことである。行学一如とは、このような正念によって確立された自己において、学業の日々と実践を切り離さず、学んだことを実生活に活かしていくことである。つまり本学の建学の精神は、学生が自己を確立し、本学で学び得た知識や技術を社会で活かし、最善を尽くしていくことを求めている。

この建学の精神に基づき、本学では「知性と理性を備えた心豊かな女性の育成」を教育理念としている。ここでの知性とは教養を、理性とは実践力を伴った判断力を意味している。このような教養と実践的判断力を身につけ、理性的かつ実践的に行動することができる人間力の醸成を本学では目指している。

教職員は、建学の精神や教育理念について、年度始めの教授会において理事長挨拶及び講話の中で共通理解を図っている。学長も建学の精神及び教育の理念を踏まえ、年間の教育活動等の方針を示している。

受験生に対しては、ホームページ上での「学長メッセージ」、「建学の精神・沿革」あるいは「情報公表コーナー」を通じて具体的に、かつ詳細に示している。さらに、刊行物としては、学生募集の際、本学への理解を深めるための資料として、オープンキャンパス来場者や高等学校等に配布する目的で作成した『駒沢女子大学・短期大学ガイドブック』の「巻頭特集」や、『大学案内ダイジェスト』において、建学の精神について具体的に説明している。

本学学生（教職員を含む）に向けては、入学式や卒業式、またホームページや学生便覧を通して建学の精神を周知している。その他の取り組みとして「学燈会（がくとうえ）」を実施している。学燈会は、元来月曜日の朝礼として始まったが、平成 16 年度より学燈会に改称し、開催時間を月曜日昼休み（12 時半から 50 分まで）に設定した。学生は原則参加という形態がとられ、短期大学のみならず、大学、学部、学科の枠を超えた全学的な行事となっている。学燈会の講演者は、理事長、学長をはじめ、本学、併設大学所属の教員、時には外部講師も招き、それぞれの専門領域から本学の建学の精神や教育理念に通じる話などを中心に実施している。学燈会で語られた内容は、『学ぶ心の燈』として毎年冊子化し、学生に配付している。

建学の精神の内容については、次のように検証を行っている。幼稚園、中学校・高等学校、短期大学、大学、大学院を擁する駒澤学園は、平成 22 年 6 月に将来を見据え、

その構想を企画立案するために、中長期計画策定委員会を設置した。その任務は、5年を単位とした「中期計画（第1次～第3次）」、及び学園創立100周年（平成39年）を目標に据えた「長期計画」を策定し、理事長に答申することにある。本学の理念・目的の適切性については、本学では各教育組織単位ではなく、駒澤学園の全体的視野に立って中長期計画策定委員会ならびに理事会において議論、検討しており、平成22年12月の理事会において「駒澤学園の建学の精神と教育理念について」という議題において、中長期計画策定委員会での議論を踏まえ、本学の教育理念を「知性と理性を備えた心豊かな女性の育成」という、わかりやすい表現にしていくことが確認された。この理事会における決定に基づき、「第1次中期計画策定案」では、基本構想の中に「構想③教育目的の明確化」が打ち出され、「各課程、各学部、各学科が、学生の身につける学修成果を明確に示し、成果を可視化し、達成度を評価していく取り組みを急速早急に展開していく」ことが提言されている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

建学の精神は、教育の目標・目的、学修成果等、本学の教育における基盤となるものであり、今後は具体的に、また時代に即した形で学内外に示していくことが求められている。保育者の養成校という側面を意識しつつ、本学の建学の精神を常に再確認する姿勢を保ちたい。

本学では建学の精神を学生便覧に記載し、新年度のオリエンテーション時に保育科長自ら学生に伝達している。また学外に対しては、オープンキャンパスや入試相談、高等学校進路指導担当者説明会等を機会と捉えて積極的に伝えるようにしている。ホームページ上での掲載についても、提示の仕方をその都度検討しながら、特に受験生やその保護者に広く周知するよう取り組んでいる。

しかし、学内外に日常的に伝える機会に関してはまだ不十分であることから、今後、その方策を検討していく必要がある。入学後の学生生活の初期に建学の精神に関する理解を深めることができるよう、入学前の事前学習プログラム等を通じて建学の精神を伝えていきたい。また、月曜日の昼休みに行われている学燈会について、原則参加としているが、さらに参加学生を増やしていくことが課題であるため、教員のみならず職員、学生も企画立案の過程に携わるよう提案していく。

[テーマ]

基準Ⅰ－B 教育の効果

■基準Ⅰ－Bの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学では建学の精神及び教育理念に基づいた教育目的・目標を定め、学生が修得すべき知識、技術、能力等に関する情報を、本学のホームページ上や学生便覧を用いて学内外に公表している。

学修成果については、学修指針や客観性を伴った評価基準を定めており、学生はシラバスを通していつでも確認することができる。また、学生自身が現在の学修達成度

を把握できるよう、GPA 制度を取り入れている。

教育の質保証については、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更等を確認し、法令順守に努め、教育活動を実施している。学生が学修を継続できるよう、教職員が連携を絶えず行なっていることも挙げられる。

学修成果及びその査定（アセスメント）については、資格の取得率や卒業後の進路状況、学外実習における実習評価等を取り入れることで成果内容の測定・点検を行う PDCA サイクルを策定しているが、今後はこの PDCA サイクルの検証が必要である。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

保育者（幼稚園教諭・保育士）養成課程である本学としては、幼児教育・保育・児童福祉の各現場がその専門職域として求める人材養成を使命としている。社会及び現場からの要請に応えられるように、実習先である幼稚園・保育所・施設及び就職先である幼稚園・保育所・施設等から定期的に現場の意見を聴取し、教育の効果に着実に結び付けていけるような方策を充実させていく必要がある。

具体的には、これまで実施してきている就職先による卒業生に関する評価のアンケートや、卒業後 5 年目までの卒業生アンケートの内容の検討、また、3 年毎に実施している実習連絡懇談会などの内容及び実施方法の見直しを行うことで、一層の効果が得られるようにしていきたい。また、教員有志によるカリキュラムワーキンググループを立ち上げ、ルーブリックやカリキュラムマップの作成を行っている。履修カルテなどを活用しながら、学生が自身の学修内容を確認し、振り返ることのできるシステムを作り上げているところである。

[区分]

基準 I - B - 1 教育目的・目標が確立している。

■以下の観点参照し、基準 I - B - 1 の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

道元禅師の禅の教えに基づく「正念」と「行学一如」を建学の精神として、本学の目的を学則第 1 条に以下のように示している。

| |
|---|
| 駒沢女子短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（平成 22 年法律第 26 号）に基づき、道元禅師の禅の教えを建学の精神とする伝統を踏まえ、一般教養と共に社会に役立つ専門教育を施し、明朗で知性に富み、実践力が旺盛であって、勤労と責任を重んじ、情操豊かで国家及び社会の発展に貢献する女性を育成することを目的とする。（『学生便覧』 p.107 「駒沢女子短期大学学則第 1 条」） |
|---|

この目的を踏まえ、本学では、人生の出発点となる乳幼児期の保育、教育はその後の人生を形作るほど重要であり、その時期の保育、教育に携わる保育者は専門知識・技術の修得は言うまでもなく、慈しみに満ちた豊かな人間性を備えることが不可欠であると捉えている。また、建学の精神に裏付けられた人間性豊かな保育者の育成を目指し、保育科の教育目的・教育目標を次のように定めている。

保育科は、教養豊かで保育の専門性を身につけ、乳幼児の保育・教育に精通し、その専門性をもって人を活かすことができる人材の養成をめざしています。具体的には、第一に幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両方が同時に取得可能なことから、社会的ニーズの高い両資格の取得を実現させ、幼稚園・保育所等のいずれの保育者としても柔軟に対応可能な人材の育成が目標となります。第二は、保育職に対する自信と誇りを持ってこの仕事の価値を見出し、自覚と使命感のある保育者として保育の場で貢献する人材の育成です。(『学生便覧』P.96「単位履修方法」保育科の教育目的・教育目標)

この教育目的・目標を本学では学修成果と等しく捉えており、学生便覧、本学ホームページ等に掲載し、学内外に表明している。また、年度始めのオリエンテーションを教育目的・目標への理解を図る場として、学生の理解度が深まるよう丁寧に説明している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の教育目的・目標については、平成 24 年度に、学園に設置された中長期計画策定(将来構想)委員会によって点検、確認を行ったところである。現在、教授会を中心に、科会、その他教務委員会などで定期的にその内容を点検、確認作業を実施するようにしている。さらに質の高い教育を目指し、保育現場に貢献できる学生を送り出すべく教育目的・目標を計画的に検証していく必要がある。

また、現在作成中であるルーブリックやカリキュラムマップなどを活用し、学生の教育目的・目標に対する理解を促進させていくことが今後の課題である。

基準 I - B - 2 学習成果を定めている。

■以下の観点参照し、基準 I - B - 2 の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、建学の精神及び教育理念に基づいて定めた教育目的・目標が目指す結果を学修成果として捉え、学生にシラバスを通じて示している。シラバスには、各科目のテーマ、目標を設定し、学生が授業での学びから獲得できることを具体的に示しており、平成 25 年度からは学習指針も示すようにした。

学修成果の測定については、筆記試験、レポート、口述試験、実技試験等により行っている。成績判定は 5 段階で表示し、秀 100～90 点、優 89～80 点、良 79～70 点、可 69～60 点、不可 59 点以下となっている。判定については、各科目担当者がシラバスに記載した評価の基準と方法に沿って、評価の客観性を保ち、学生への説明責任を果たしている。科目担当者は、初回の授業でシラバスの内容を十分に学生に説明しており、評価の基準と方法について学生の理解との間に齟齬がないよう注意している。

本学では学生自身が現在の学修達成度を的確に把握し、科目の履修にあたって主体的に目標を設定するために、GPA 制度を導入している。履修した科目の成績を GPA に換算しており、学生に対する個別の学修指導が可能となっている。GPA 制度の活用方法については、年度当初のオリエンテーション期間の教務オリエンテーションや、「保

育・教職実践演習」等の授業において担当者が学生便覧をもとに具体的に説明している。

その他に、学外実習〔教育実習（幼稚園）、保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（保育所、児童福祉施設等）〕における実習園（施設）からの実習評価、前後期に実施する授業評価アンケート、卒業生や就職先へのアンケート等を活用することで学生の学修成果を把握している。これらの成果については担当者が科会・教授会で報告し、すべての教員が共有している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学では定期的に学修成果の測定・点検を行い、成果の向上・充実を図ってきた。今後はこれらの作業を継続していくとともに、学位授与の方針等との関連性について、学内外の者に理解しやすい内容を検討していく必要がある。

基準Ⅰ－B－3 教育の質を保証している。

■以下の観点参照し、基準Ⅰ－B－3の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、教育の質保証という観点から学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更等を適宜確認し、法令順守に努め、教育活動を実施している。文部科学省、厚生労働省等からの法令に関する通知文書等は、関係部署から学長、保育科長をはじめ、担当教員にその写しが配付され、内容によって科会、あるいは教授会で担当教員より説明を行い、情報を全教員が共有している。また、本学には学園に教育研究支援課を設置し、恒常的かつ積極的に教育の質を保証するための情報収集を行っており、情報を速やかに教員に伝えるようにしている。教育研究支援課の職員は、法令等の解釈に精通し、適切な業務が遂行できるよう、関係ある研修に積極的に参加することを紙面やポータルサイトを通じて教職員全体に推奨している。

教育の質の指標の1つとして挙げられるのが免許・資格の取得率や卒業後の進路状況である。本学では、毎年入学者の90%以上が幼稚園教諭二種免許状と保育所資格を取得している。(表1-1)。

表 1-1. 年度別幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得率

| | 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | |
|-----------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 幼稚園 教諭 | 保育士 | 幼稚園 教諭 | 保育士 | 幼稚園 教諭 | 保育士 | 幼稚園 教諭 | 保育士 |
| 在籍者数 | 131 | 131 | 136 | 136 | 131 | 131 | 118 | 118 |
| 卒業生数 | 124 | 124 | 134 | 134 | 129 | 129 | 117 | 117 |
| 希望者数 | 131 | 131 | 136 | 136 | 127 | 127 | 112 | 112 |
| 資格取得者数 | 115 | 117 | 130 | 130 | 126 | 126 | 108 | 108 |
| 資格取得率/希望者 | 87.79% | 89.31% | 95.59% | 95.59% | 99.21% | 99.21% | 96.42% | 94.64% |
| 資格取得率/卒業生 | 92.74% | 94.35% | 97.01% | 97.01% | 97.67% | 97.67% | 92.30% | 90.59% |

また、学修成果に対する査定（アセスメント）の手法については、授業評価アンケート、2年前期に行われる履修カルテの作成、PDCA サイクルによる教育向上・充実のための取り組みなどが挙げられる。

なお本学では、授業における学生の欠席回数を個別に把握するよう努めており、専任・兼任教員共に、学生の授業欠席が3回となった時点で科目担当教員が担任に報告し、早期に担任が当該学生に連絡を取ることで単位修得ができなくなることを未然に防ぐ努力している。また、ポータルサイト上の「スチューデント・プロフィール」内には、教職員が学生の状況を記入できる欄を設けており、欠席回数が多かったり、特に支援が必要と思われる学生がいた場合は情報の共有を図っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

今後、学生の学修成果を、教育の質の改善に活用するためには、全科目共通の査定手法を整備し、これまでに策定した教育の向上・充実のためのPDCA サイクルを検証していく必要がある。その他現在作成中である、学修評価の観点・基準を定めたルーブリックや、学生が自身の学修過程を記録する履修カルテをいかしながら、学生自身の理解の促進と、それを教員が把握し教育の質の改善に活用していくことが今後の課題である。

[テーマ]

基準 I - C 自己点検・評価

■基準 I - Cの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学では自己点検・評価委員会が組織され、本委員会が中心となって毎年一回「自己点検・評価報告書」を作成している。学期毎、年度毎にも様々な点検・評価活動を定期的に実施しているが、短期大学基準協会の示す自己点検・評価に関する日常的な実施体制は確立していない現状にある。

今年から外部評価委員による点検・評価を実施しており、毎年継続していく予定である。今後は報告書作成のための点検・評価ではなく、日常的に機能する実施体制を構築し、全教職員が全学的な活動として共通意識を持って取り組む必要がある。また、自己点検・評価の成果を活用できるシステム作りが今後の課題である。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

本年度から実施している外部評価委員による点検・評価の結果をいかし、教職員共通意識のもと、更なる改善に向けて取り組んでいく。

[区分]

基準 I - C - 1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努

力している。

■以下の観点参照し、基準Ⅰ－C－1の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学における自己点検・評価委員会は、「駒沢女子短期大学 自己点検・評価委員会 規程」に基づき、日常的に自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会は学長、科長、教育研究支援課長、保育科教員の5名から組織され、「自己点検・評価報告書」の作成については、自己点検・評価委員会が中心となり、ALOを選任した上で活動を実施している。主な内容としては、自己点検・評価及び第三者評価事項の検討、自己点検・評価に係るアンケートの作成、これらのとりまとめを行っている。

本年度より、の外部評価委員による点検・評価を実施しており、毎年継続してく予定である。平成28年度は学校法人天野学園園長（幼稚園関係者）、社会福祉法人ともかわさき理事長（保育所関係者）の2名に外部評価委員を依頼した。その他定期的に行われている点検・評価としては、半期ごとの授業評価アンケート、毎年度卒業時に実施している「教育活動・施設設備に関する学生の満足度調査」「卒業生に関する就職先へのアンケート」があり、教育情報公表に係る事案の検討も行っている。

自己点検・評価委員会の他に、全ての教員が様々な委員会に属しており、大学短大事務部長の協力のもと、関係する各課事務職員と連携をとっている。

本学では平成19年度、26年度に第三者評価を受け、「適格」と認定されている。報告書は図書館において自由に閲覧できるよう公開されており、学内の各部署にも配付しているが、外部への配布等はない。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

第三者評価を受けるにあたり、全学的な自己点検・評価委員会の開催を平成25年度より行ってきたが、毎年自己点検・評価報告書作成において、教職員が情報を共有し、協働体制を確立していく必要がある。

また、今年度より実施している外部評価委員による点検・評価の結果を活用し、それぞれの質的水準の向上と活性化に努めていくことが課題である。

◇基準Ⅰについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

建学の精神と本学の教育について理解を深める機会として、毎年行っている行事に、「花まつり」と「摂心会」がある。「花まつり」は4月のお釈迦様の生誕を祝う会として、併設大学、本学の教職員及び学生と中学校・高等学校の教職員、生徒、付属幼稚園の園児や保護者が参加をして、全学をあげて行っている（4月22日実施）。「摂心会」は中高体育館において12月1日から8日までの早朝に開き、学内外からも坐禅の参加者を募っている。その他、保育科の行事として道元禅師讃仰「身体表現発表会」の開催（12月17日）や、道元禅師誕生記念（1月26日）に合わせた造形展を開催している。

年間の学校行事の中で、建学の精神を浸透するために行う機会を設定している。前述したように、学期中毎週月曜日に行っている「学燈会」があり、年間を通して上記に

あげた行事のほかに、追善記念日（9月29日）、成道会（12月8日）、針供養（2月上旬）、涅槃会（2月15日）、山上忌（3月18日）を催している。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし。

基準Ⅱ

教育課程と学生支援

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

■基準Ⅱの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 基準Ⅱの自己点検・評価の要約を記述する。

本学では、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を定め、様々な方法で学内外に明確に示している。

学位授与の方針では、本学が定める学修成果を獲得した学生に対して学位授与を認定しており、卒業要件、成績評価基準、幼稚園二種免許状・保育士資格取得の要件については学則および学位規定に定め、学生便覧に明確に示している。学位授与の方針に即して定められた教育課程編成・実施の方針では、保育者を目指すにあたり必要な一般教養、コミュニケーション・スキル、保育に関する専門知識・技術を身につけ、これらを用いて職務追行できる実践力を持つこと、また、二つの免許・資格を取得することと定めている。入学者受け入れの方針では、学修成果と連関させた期待する学生像、目指す保育者像を示しており、入学者選抜には、入学者受け入れの方針に即した方法を採用している。なお、それぞれの方針については、社会的な通用性を確保するため、PDCA サイクルによる点検を実施している。

学生生活には学生支援課や教務課、進路支援には進路総合センターなど、専門の事務課を設置し、本学での学修をサポートしており、学内の施設設備だけでなく、ポータルサイトやスチューデントプロフィール等の技術的資源を活用することで、保育士養成のために必要な支援を提供している。また、年度開始時のオリエンテーションにとどまらず、基礎講座や事前学習プログラムなど、本学独自のプログラムを実施することで、学生の学修支援を組織的に行っている。この他にも、毎年開催するカリキュラム連絡会や、3年に一度開催する実習連絡懇談会等を通し、非常勤職員や実習先と意思疎通、協力・調整することで、学生の学修成果の向上を図っている。

教職員の授業内容や学生対応に関するアンケートを学生に実施し、その結果を教員の授業内容及び方法の工夫・改善、日々の業務に活かしている。学生の卒業後評価については、卒業生アンケートだけでなく、実習先の意見や卒業後に訪れる卒業生に対し、積極的にヒアリングを行っている。

(b) 自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

GPA 制度については、学生が個々に自身の学修達成度を確認し、努力目標を設定できるようにするために導入したが、今後は GPA のさらなる活用方法を検討していく。

幼稚園・保育所・児童福祉施設といった専門職域へ就職した卒業生が、就職後も成長し、専門職としての自覚をもって働くことができるよう、就職先からの情報収集は欠かせない。実習先でもある幼稚園・保育所・児童福祉施設の実習担当者や代表者からこれまで以上に多数の参加を得て実習連絡懇談会を開催していく。

昨今の保育現場の動向を察知しながら、全教職員が情報を共有できるようにする。同時に、FD・SD 活動を活発化させていく。

オリエンテーションの一層の充実を図るために、教務委員会並びに学生委員会が常に学生の視点から工夫・改善を図っていく。

[テーマ]

基準Ⅱ－A 教育課程

■基準Ⅱ－Aの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学では、建学の精神及び教育理念を反映させた教育課程を組織的・体系的に編成し、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を明確にしている。また、入学者受け入れの方針を明確にし、これに基づいた受験生の選考を行い、入学を許可している。これらの3つのポリシーは、本学のホームページや大学案内パンフレットをはじめ、様々な媒体を用いて記載し、学内外に明確に示している。

本学では、3つのポリシーに則して学修成果を定めており、社会的な通用性を確保するために、それぞれにPDCAサイクルを体系化することによって、様々な視点から定期的に見直し・改善を実施している。このPDCAサイクルには、GPA制度や履修カルテ等、学生自身が自らを振り返ることのできる視点が含まれており、総合的な保育者としての専門性を高め、学生が学修成果を実感できる仕組みが整えられつつある。

卒業後の学生の評価について、就職先に対しては、卒業生が就職した園や施設にアンケートを送付しており、在学生の実習において、訪問指導や実習連絡懇談会の際に直接ヒアリングを行っている。卒業生自身にもアンケートを送付しており、また、年に1度開催される「フォローアップ・セミナー」では、卒業生自身にヒアリングを行っている。返送されたアンケートやヒアリングの内容は各会議でも報告され、学修成果の検証において重要な資料となっている。

(b) 自己点検・評価を基づく改善計画を記述する。

学内外に対して、学位授与の方針や入学者受け入れの方針をより積極的に示し、本学の理念や魅力、特性をより理解してもらう努力が必要である。学位授与の方針については、在学生在が理解できるよう、年度初めのオリエンテーション等でパワーポイントなどの視覚教材を使った効果的な説明をしていく。

本学の入学者受け入れの方針に即した人物を受け入れる体制を整えていくため、入学者受け入れの方針に対する教員間の意志疎通を図り、オープンキャンパス等において、全体説明・個別説明を通じて丁寧に入学希望者への説明を行っていく。

学生の自己の学修成果の把握方法について、GPA制度への関心を高め、活用方法できるような支援を検討する。平成26年度より履修カルテの作成を導入したが、学生自身がより客観的に学修成果を把握し、自らの目標設定ができるよう、今後も担当教員間で履修カルテの内容や作成方法について検討を重ねていく。

学修成果の査定については、学外における関係者による外部評価等、多面的な測定方法をいかしていく。また、卒業後5年目までの卒業生アンケートの結果をもとに、本学における在学中の指導の在り方や卒業後のリカレント教育の質向上につなげていきたい。

[区分]

基準Ⅱ－A－1 学位授与の方針を明確に示している。

■以下の観点を参照し、基準Ⅱ－A－1の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の教育目的・目標は、建学の精神及び教育理念に基づいて教育課程に反映させている。本学の学則第1条に定めた教育目的を学修成果として具体的に学生に伝え、理解を促すために、学位授与の方針を以下のとおり定め、学生便覧（p5）やホームページ上で公表しており、年度当初のオリエンテーションにおいて説明している。

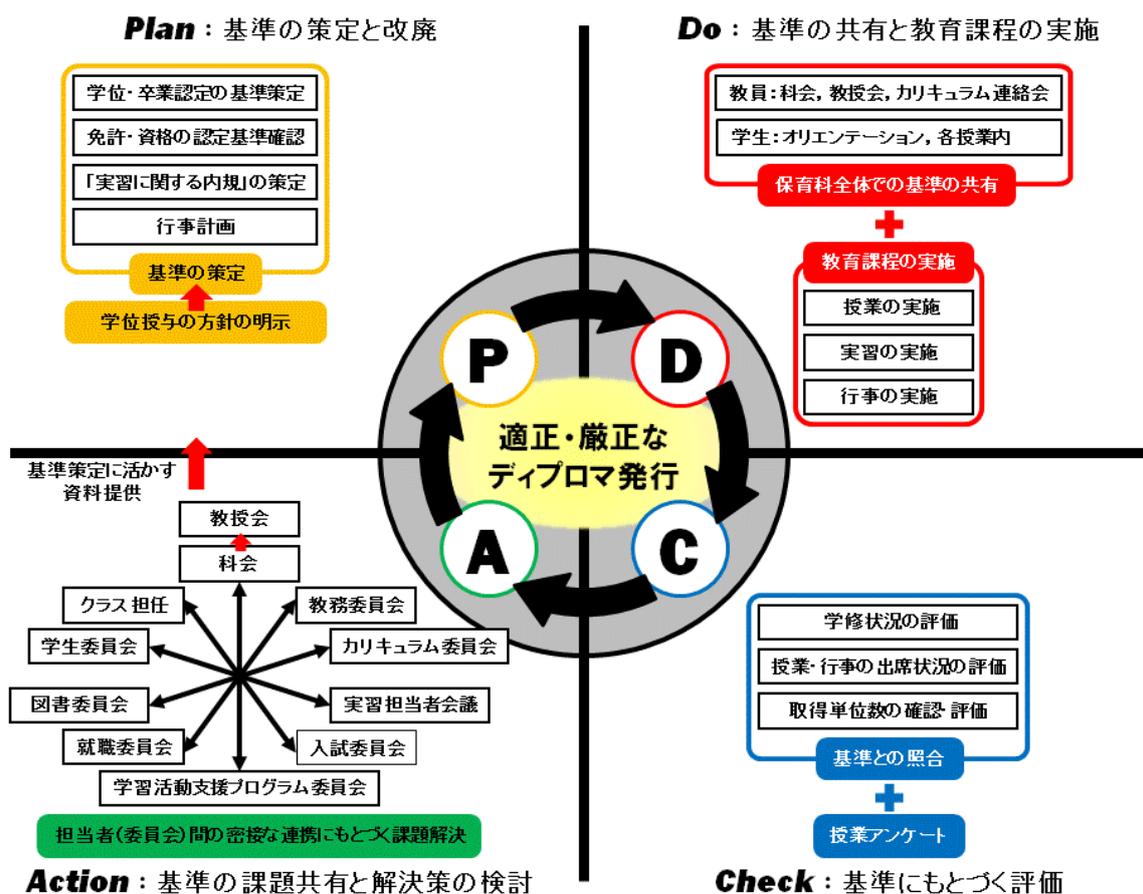
保育科は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の保育、教育に携わる保育者をめざす者として、確かな専門知識と技術の修得、これらを用いて職務を遂行できる実践力を有すること」を学位授与の要件とする。（『学生便覧』p.5「駒沢女子短期大学のディプロマ・ポリシー」）

本学では教育目的に即して編成された2年間の課程を修了し、卒業に要する所定の単位（基礎科目16単位以上、保育科専門科目48単位以上）を修得することを学位授与の要件とし、これらの要件を達成し、卒業を認められた者には、学校教育法および本学学位規程に定められた短期大学士（保育）の学位を授与している。

また、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の2つの資格はそれぞれを規定する法律に基づいているため、社会的通用性が担保されている。それぞれの取得要件については卒業要件を満たし、かつそれぞれの免許・資格の最低修得単位数（幼稚園64単位以上、保育士82単位以上）を修得することと、本学の学則および学位規程に明記している。

教職課程並びに保育士養成課程の認定を受け、それに従い編成された教育課程、その修了を要件とする学位授与の方針は社会的適用性がある。卒業生の幼稚園、保育所等への就職率の高さは、そのことを示している。これらの内容は、以下のPDCAサイクルに基づき、定期的に点検している（図2-1）。

図 2-1. 学位授与の方針の PDCA サイクル



(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学生が卒業時までには修得すべき学修成果を示している学位授与の方針は、学生にとって理解しやすく、説得力あるものでなければならない。PDCA サイクルにより、適正かつ厳正な学位授与を保障するためには、これらの取り組みを定期的に検証し、学生が自身の学修成果を可能な限り可視化できるよう周知していくことが今後の課題である。その際、周知方法の工夫・改善に加え、周知の機会をより計画的に設定することで、学生の学修意欲向上の契機にもしたい。

また、現在の学位授与の方針は具体性に欠けているため、今後は内容を更に具体的に明記していく必要がある。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

■以下の観点を参照し、基準Ⅱ-A-2の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の教育課程編成・実施の方針については、学位授与の方針と連動させ、以下のようになっている。

保育科は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の保育、教育に携わる保育者をめざす者として、確かな専門知識と技術の修得、これらを用いて職務を遂行で

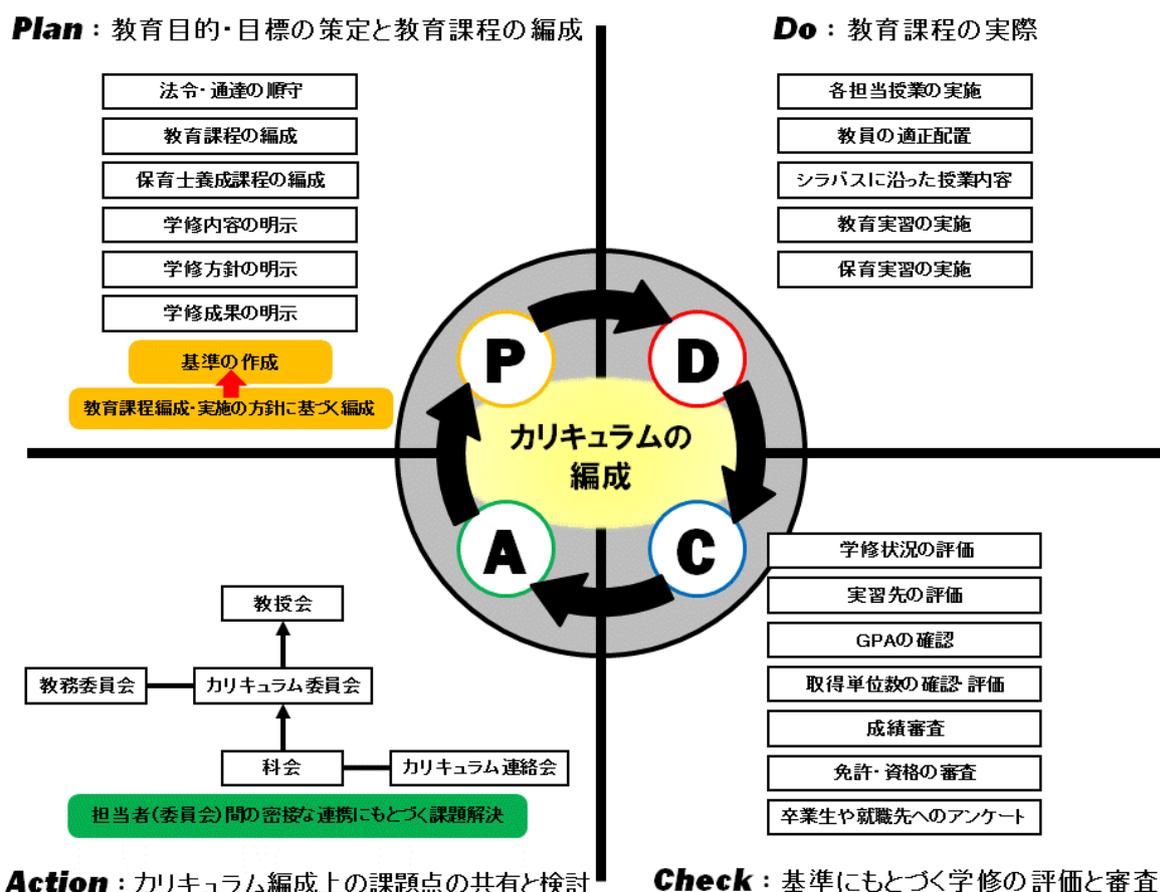
きる実践力を有すること」を人材養成の目的として、カリキュラムを編成している。幼稚園教諭二種免許と保育士資格を取得するための授業科目を設定している。（『学生便覧』 p.6 「駒沢女子短期大学のカリキュラム・ポリシー」）

この内容は学生便覧（p6）やホームページに公開しており、教育課程編成の意図やシラバスの活用方法については、オリエンテーション時に学生に伝えている。

本学は、教職課程並びに保育士養成課程の認定を受けているため、授業科目の多くが文部科学省、厚生労働省において指定された免許・資格を付与するための科目となっている。しかし、教育課程編成においては本学独自の特色を加えながら、第一義的に学生の視点に立ち、基礎科目・専門教育科目の科目同士の関連性を考慮した上で組織的、体系的に編成しており、保育者を目指すために必要な一般教養、コミュニケーション・スキル、保育に関する専門知識・技術が身につくよう科目を設置している。

本学では、学生が修得すべき学修内容や学修成果をポータルサイト上のシラバスに示すことで、学生が自身の学修状況をいつでも可視化できるように配慮している。具体的には、授業のテーマ・内容、到達目標、授業内容、授業時間数、成績評価の基準や方法、教科書や参考文献等の紹介に加え、課題や予習・復習などの学修指針を記載している。教員のシラバスへの記載の方法については、全ての教員に記載例を提示し、提出後に教務担当の教員が確認を行っている。変更箇所がある場合は科目担当者にシラバスに関する理解を図った上で、修正を行っている。文部科学省並びに厚生労働省による教育課程への指導、変更等がある場合には即応している。また、PDCA サイクルを意識し、学生の学修状況の評価や実習先の評価、GPA の確認等を通して定期的に教育課程の見直しを図っている（図 2-2）。

図 2-2. 教育課程編成・実施の方針の PDCA サイクル



本学では学校教育法第 92 条に基づき、教員の配置を行っており、教員の資格、研究業績、教育歴等を基に配置することを基本方針としている。基本的に各科目に 1 名の教員を配置しているが、実技系科目を中心に、必要に応じて複数名の教員で科目を担当しており、教育課程は、適切な教員配置の中で行われている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

これまでは教務委員に加え、その都度、科会構成員より委員を選出して臨時カリキュラム会議を開催し、教育課程の編成を行ってきたが、平成 26 年度より、カリキュラム委員会を発足させた。今後は教育課程の編成及びその改善を PDCA サイクルの成果から、教育課程編成・実施の方針の検証を行っていきたい。

基準Ⅱ－A－3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

■以下の観点を参照し、基準Ⅱ－A－3の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、大学・短期大学入学者受け入れの方針を以下のように示している。

大学・短期大学教育に必要な学力を持ち、人とのコミュニケーション能力が高く、自

身の考え方を的確に表現し他者に伝えられる人で、以下について興味を持ち専門的に学んでいきたいと思っている人。

この方針は、大学案内パンフレット（p112）に掲載している。文章内にある「以下について」とは、学類・学部の示す「求める学生像」のことであり、短期大学保育科は、次のように示している。

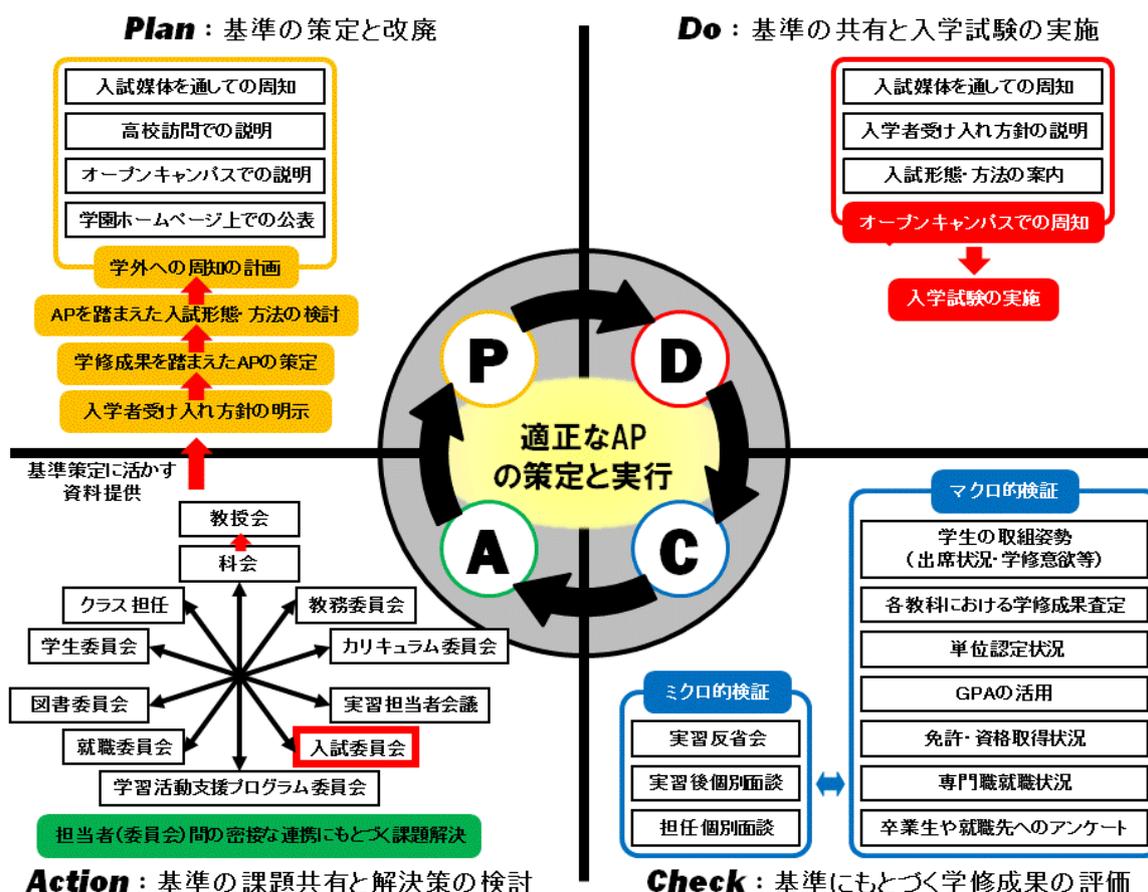
- ・入学後の学修に必要な基礎学力（とくに国語力）を有している者。
- ・基本的な生活習慣が身についている者。
- ・自分の長所や短所に気づき、それらを生かしていきたいという思いを有している者。（自己覚知・メタ認知的思考）
- ・自分の考えや気持ちを自分らしい方法で伝えようとする意欲を有している者。（表現力）
- ・子どもや人、自然と触れ合うことに興味・関心があり、専門的知識をもって理解を深めたいと思っている者。
- ・何か打ち込んだことのある、もしくは、打ち込みたいと思う者。
- ・子どもとかかわる仕事に就く意欲のある者。

本学では幼児教育・保育に携わる保育者の養成を通して社会に貢献し、建学の精神の一つである「行学一如」を文字通り弛まず実践している。2年という期間であるが、心（の在り方）が問われる現代社会において、専門知識・技術を修得することのみにとどまらず、心身のバランスのとれた、表現力豊かな保育者の養成を目指している。本学に入学を希望し、「資格を取得したい」「資格を活かして保育職に就きたい」という夢と熱意を持っている学生をサポートしたいと願っている。この理念に共感し、学ぶ意欲を持った学生を入学につなげるため、上記の内容を広報媒体を通して示す他に、オープンキャンパス等の個別面談の場で入学希望者に直接伝えている。

入学者の選考方法については、受験生の高等学校等での成績、生活、部活動、ボランティア経験、保育職への意欲等をヒアリングすることで、入学者受け入れの方針に示した内容や本学の理念に即した人物であるかを確認している。この方針に基づいて入学者の選抜は、指定校推薦入試、公募推薦入試、AO入試、一般入試、センター試験利用入試、社会人特別入学試験を実施している。

入学者受け入れの方針に関しては、PDCA サイクルを策定し、定期的に点検、検証を行っている（図 2-3）。

図 2-3. 入学者受け入れの方針の PDCA サイクル



(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

入学者の受け入れについては、学園全体の方針としてアドミッションポリシーを掲載しているが、今後は、教育理念及び保育科の専門性に照らし、具体的な方針を示していく必要がある。保育科独自のアドミッションポリシーは、現在ワーキンググループにより作成中であり、順次明示化し、より効果的な入学者受け入れの方針の改善計画を実施していく。

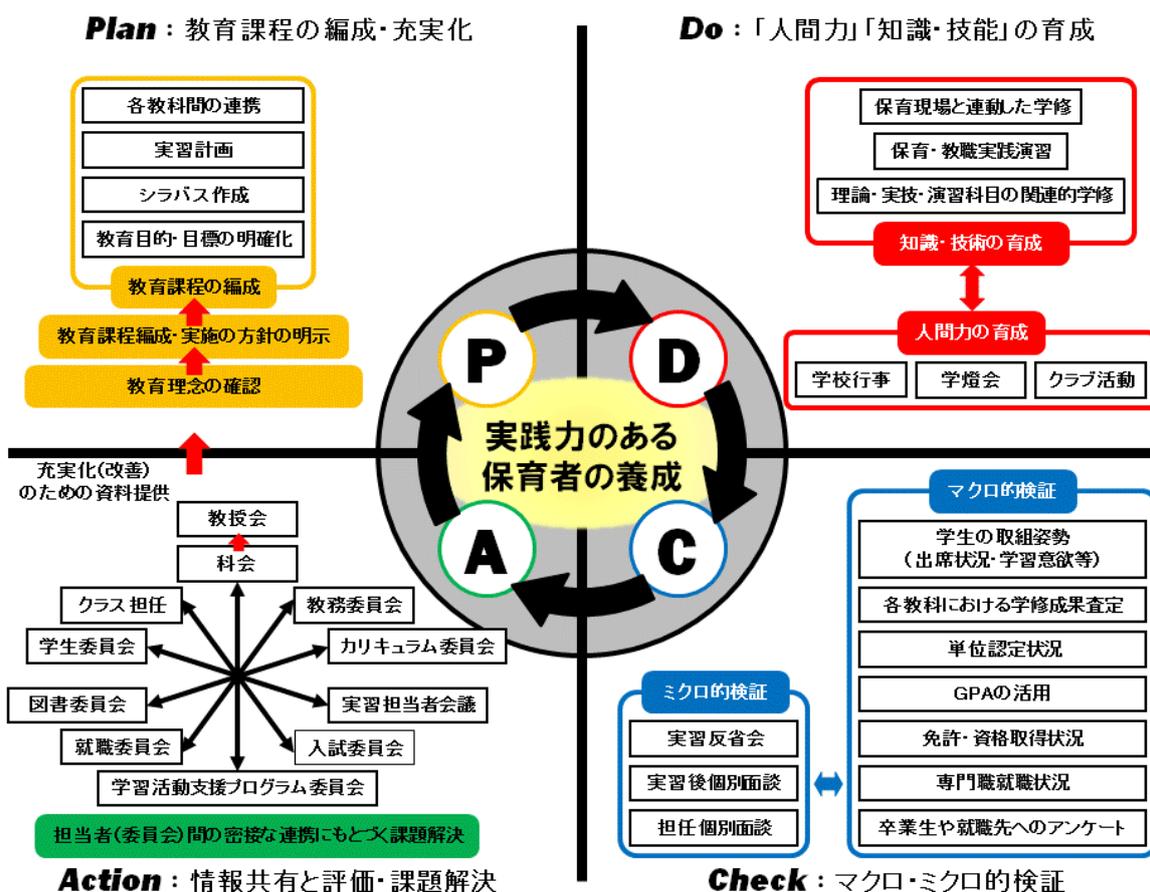
基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

■以下の観点を参照し、基準Ⅱ-A-4の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の教育課程編成・実施の方針は、GPAの活用や実習評価のフィードバック、免許・資格取得状況、卒業生や就職先アンケート等をチェック体制に盛り込んだPDCAサイクルを作成し、定期的に点検・検証を行っている。(図2-4)。

図 2-4. 学修成果の PDCA サイクル



本学では学修成果を定め、各科目担当者は保育科の教育課程編成・実施の方針に沿いつつ、それぞれの科目に応じた学修指針や到達目標等をシラバスに記載し、各科目の初回の授業において丁寧に説明を行うことで学生にその内容を周知している。シラバスには、定められた項目による評価方法が数値化されて掲載されており、できる限り客観的な基準を用いて採点を行っている。これにより、同一科目を複数の教員で担当する科目についても、担当する教員全員で評価基準を共有し、評価の適正化を図ることができている。

この他にも、2年次に全学生が履修する「保育・教職実践演習(幼稚園)」において、学生がこれまで学んできた内容を自ら振り返るため、「履修カルテ」の作成を導入した。学生自らカルテを作成し、分類した教育課程編成一覧表にして活用することで、各科目において学生自身が身につけた知識・技術、現場に出るまでに補完すべき知識・技術などを点検、確認している。また、表現系の科目では、表現力育成の場として捉えており、発表の機会が豊富に与えられ、学生が学修成果を実感できる環境が整えられている。

なお、本学では、文部科学省、厚生労働省の指導に従った内容で教育課程を構成しており、15回もしくは30回の授業回数を確保することで、学修成果を担保するよう努めている。単位認定については、学則第9条の規定により、授業科目を履修し、試験、レポート、実技等の試験に合格した学生に対し、所定の単位を認定している(表2-5、

表 2-6)。

このように、本学の教育課程における学修成果は、PDCA サイクル体制を基軸に量的、質的な観点を考慮した上で測定しており、多面的な査定方法により測定している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学生が個々に自身の学修達成度を確認し、努力目標を設定できるよう本学ではGPA制度を導入した。年度当初のオリエンテーションで学生に対して教務委員が丁寧に説明を行っているが、学生への聴取によるとこの制度に対する関心が希薄で、学生自身の次の目標設定に至っていないようである。

現段階ではシラバスにおける授業の目的や到達目標等の学修成果に関しては、必ずしも全ての科目で明確になっているとは言えない。今後は学生が学修成果を明確に理解できるよう、より具体的な内容を全教員が記載できるようなシラバス作成のシステムの構築が求められる。本学は非常勤講師による授業も多様に置いているため、特に音楽や造形等の表現系の科目における常勤・非常勤間の中で成績評価や学生指導の要点等の共有・連携が求められる。

また、本学では学修成果の査定として学内におけるPDCAサイクルは整いつつあるものの、外部評価委員による点検・評価の結果を反映させていくことが今後の課題である。

基準Ⅱ－A－5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

■以下の観点を参照し、基準Ⅱ－A－5の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

卒業生の進路先は、幼稚園、保育所、児童福祉施設が大部分を占めている。これらの就職先に対し、「本学卒業生を対象としたアンケート調査」（保育経験 5 年～1 年の卒業生対象）を実施し、毎年、教育研究水準の向上と活性化に努めている。また、保育現場に勤める卒業生に対し、「保育者として働く卒業生を対象としたアンケート調査」（保育経験 5 年～1 年の卒業生対象）を実施し、教育活動の成果を客観的に捉え、向上につなげている。アンケート調査・分析結果は、科会にて報告された後、専任教員は学生の学修成果、カリキュラム編成、各科目内容および指導方法、就職指導等に活かしている。

また、幼稚園実習、保育所実習および施設実習期間に教員が実習先を巡回訪問する際には、事前に、実習先で勤務している卒業生のリストが各訪問教員に配布される。そこで出会った卒業生には出来る限りヒアリングを行っており、卒業生の働きぶりや本学における教育に関する課題を聞き、報告書の作成や科会等で報告する体制を整えている。その他にも、本学が卒業生を対象に毎年開催している「フォローアップセミナー」の場でも、本学の教員が卒業生自身にヒアリングを行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

今後も、卒業生対象のアンケートを定期的実施し、評価に係る情報を収集・分析していくことで、学生の学修成果の点検・評価に活用するためのシステムの構築を目指したい。

[テーマ]

基準Ⅱ - B 学生支援

■基準Ⅱ - Bの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学では学生の学修成果獲得に向けて、様々な視点から資源を有効活用している。シラバスに明確に示した成績評価基準により、教員は適正に評価を行っており、学生の学修成果の状況を把握するために、定期試験以外にも様々な査定方法を用いている。また、授業評価アンケートや教員相互の授業参観などFD活動を積極的に行うことで、授業・教育方法の改善を図っている。

本学の事務職員・実習指導室職員・教員は緊密に連携を取り、成績・就職等に関わる各種データを共有・分析することで、学生一人ひとりの学修成果の把握・支援に役立っている。基礎学力不足の学生には、学修支援センターの活用の奨励や個別指導を行い、学修上の悩みがある学生には、担任や科目担当教員が相談にのることで、学修成果の向上を目指している。また、学生の経済的な状況に応じた各種奨学金を用意している。

本学が掲げる教育目的の一つである幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得については、毎年、高い取得率を維持しており、進路指導については、担任・就職対策委員会・進路総合センターが中心になり、適宜行われている。

入学者受け入れの方針については、入試委員会と入試センターが中心となり、受験生や高等学校に対し、適切な情報提供を実施し、適正に実施されている。

このように、学修成果の獲得に向けて本学教職員、学生は教育資源を有効に活用している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

入試方法の多様化やゆとり教育の影響もあり、学生の書く力や読む力等の基礎学力の低下がみられ、入学後の学修成果を獲得することに支障をきたす場合も出ている。入学後は、授業科目での小テスト・課題・レポート等に加え、教育実習や保育実習のために、学外での学修においては実習日誌の記入が必要となる。したがって、今後は現在以上に入学前学習プログラムや入学前教育での課題の見直しが必要となってくる。学修支援センター（フォローアップ・セミナーや基礎学力セミナー等）の活用や、担当教員のオフィスアワーや放課後における個別指導の充実を図っていく。また、図書館の利用率をさらに向上させていくために、更に魅力的な図書館フェアの開催や、読書感想文の公募、学生による図書推薦文の公募などを検討していく。

学生の生活支援の視点としては、担任やその他の教員が学生の相談を聞くことができる機会を今まで以上に確保するため、オフィスアワーの時間帯の見直しをしていく。

[区分]

基準Ⅱ－B－1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

■基準Ⅱ－B－1の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

①学修成果の獲得に向けての教員の働き

本学では、教育目的・目標、また学位授与の方針を具体化し、本学の理念を達成するために、教員がシラバスに明記した成績評価基準によって学生の達成度に対し評価を行っている。定期試験の期間以外にも、小テスト、課題、レポート、出席状況、発表等、様々な側面から学生の科目に対する習熟度を査定することで、学生の学修成果の向上を支援している。授業内での小テスト、レポートなどにはコメントを付して返却する等、学生の学修成果向上のために努めている。

クラス担任は、学生一人ひとりの学修到達度を「スチューデントプロフィール」を通して把握し、学業不振の学生や悩みのある学生について個別相談や支援を積極的に行っている。学生が休学、退学を申し出た場合は、担任が面談の上、学生の事情を聴き、さらに、保証人と面談もしくは電話連絡の上、状況確認を行っている。なお、学籍異動に関する担任の対応記録は担任の所見として教授会に提出・報告され、教授会の審議を経て承認されている。

授業内容の妥当性や教授方法の研鑽については、学期末毎に行われる授業評価アンケートや、教員相互の授業参観が実施されている。授業評価アンケートでは、通常の設問に加えて各担当者が任意に質問項目を設け、各授業における重要度の高い部分に対する学生の学修成果を教員が確認できるようにしている。教育研究支援課がアンケートの集計を行い、結果を授業担当教員に渡しており、これを受けた担当教員は授業内容及び方法の工夫・改善の参考にした上で結果に対する評価報告書を提出している。報告書は、図書館において公開され、学生、教職員が閲覧することができる。

この他にも、毎年3月に専任教員と兼任・兼任教員が一同に集まって行われる「カリキュラム連絡会」を実施しており、同科目担当者間や、領域の近い科目の担当教員同士で意思疎通、協力・調整を図っている。

FD研修会は平成28年9月15日に本学専任講師らによる「全国保育士養成協議会セミナー・研究会の報告」、平成29年2月23日に外部講師による「3ポリシーや認証評価との関連を含めた質保証に向けて」を実施し、教員の研修の場として活発な議論が展開された。また、「障害学生への合理的配慮を考える」をテーマとするFD・SD研修会は平成28年10月20日に開催され、本学教員だけではなく、併設大学所属の教員、職員も参加した。

②学修成果の獲得に向けての教職員連携の取り組み

近年、入学生の基礎学力が低下していることが問題視されており、新入生の基礎学力を把握するため、本学では平成23年度から基礎学力テスト（国語・数学・英語・社会）を実施している（表2-7）。平成27年度からは、この試験結果を基に必要な学生に対して1回90分間の「保育科 日本語表現個別指導」（表2-8）を実施し、主に日本語表現力の向上を図っている。なお、年度や学生によって受講回数は異なり、実習等の理

由により参加できなかった学生に対しては、それらの資料を渡している。学生の修学状況の改善に関しては、教員、実習指導室職員、学生支援課・教務課が情報を共有し、協力体制のもと、学修支援センターの活用を奨励している。

表 2-7. 年度別新入生対象基礎学力テスト実施概要

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 実施日 | 4 月 18 日 | 4 月 17 日 | 4 月 16 日 | 4 月 14 日 |
| 対象者数 | 139 名 | 136 | 124 | 114 |
| 受験者数 | 136 名 | 135 | 120 | 114 |
| テスト返却日 | 5 月 8 日 | 5 月 21 日 | 5 月 20 日 | 5 月 25 日 |

※試験科目：国語・数学・英語・社会

表 2-8. 年度別「保育科 日本語表現個別指導」の実施状況

| 平成 27 年度 対象者 12 名 | | | | 平成 28 年度 対象者 7 名 | | | |
|----------------------|------|-----------|------|---------------------|------|----------|------|
| 実施日 | 参加人数 | 実施日 | 参加人数 | 実施日 | 参加人数 | 実施日 | 参加人数 |
| 7 月 30 日 | 1 | 10 月 5 日 | 1 | 6 月 20 日 | 1 | 11 月 1 日 | 1 |
| 8 月 3 日 | 3 | 10 月 6 日 | 2 | 6 月 21 日 | 1 | 11 月 9 日 | 1 |
| 8 月 4 日 | 2 | 10 月 7 日 | 1 | 6 月 22 日 | 1 | | |
| 8 月 5 日 | 1 | 10 月 8 日 | 2 | 6 月 27 日 | 2 | | |
| 8 月 6 日 | 4 | 10 月 12 日 | 2 | 6 月 28 日 | 1 | | |
| 9 月 14 日 | 1 | 10 月 13 日 | 0 | 7 月 4 日 | 2 | | |
| 9 月 28 日 | 1 | 10 月 14 日 | 3 | 7 月 5 日 | 1 | | |
| 9 月 29 日 | 2 | 10 月 15 日 | 1 | 7 月 19 日 | 1 | | |
| 9 月 30 日 | 5 | | | 8 月 25 日 | 1 | | |
| 10 月 1 日 | 2 | | | 10 月 25 日 | 1 | | |

科目の履修については、1 年生の 4 月から、全学生の履修登録の有無を教務課が調べ、教務委員が確認したうえで、未登録者には個別に連絡し、適切な履修を促している。特に 2 年生の 4 月には、単位履修状況を教務課で確認し、履修登録のミス等による卒業延期（留年）、及び履修単位不足による免許・資格取得の未修得を防いでいる。

経済的な理由により、就学困難や休学、退学、また除籍に至る学生もみられるため、経理部経理課と学生支援課、担任、学生委員等が緊密に連絡を取り対応している。経理部経理課では学生や保証人の経済状況に応じて分割納付等の相談にも応じている。

③学修成果の獲得に向けての事務職員の働き

駒沢学園大学短大事務部教務課には 7 名の職員がおり、その内学生受付担当者の 2 名が中心となって、いつでも学生に対応できる体制が整っている。学生の学修成果を事務的に処理するだけでなく、進級や卒業、資格取得に向け課題のある学生を把握し、

必要に応じて学生を呼び出し、個別の指導を行っている。学期ごとの成績表は教務課から保護者にも郵送をしている。

大学短大事務部職員は、職員に認められた閲覧権限の範囲内でスチューデントプロフィールや、教員との連絡を通じて学生の履修状況を把握し、必要に応じて担任や学生委員・教務委員等に相談している。学生にとって事務職員がより身近に感じることができるように、職員はSD活動を通して自己研鑽に努めている。

近年、各実習に関する事務手続きが複雑化し、また実習前の学生の不安や相談に対してより専門的なアドバイスしてくれる人材を必要としていたため、平成26年度から実習指導室に本学卒業生で保育現場経験のある専任助手を1名配置した。また、これらの業務をサポートする非常勤の助手をさらに1名配置したことで、実習先との連絡が円滑に行われ、学生へのサポートの効果も上がっている。

④学修成果の獲得に向けての施設設備・技術的資源の有効活用

ユビキタス教場

本学の施設設備は、講義用教場がパソコン設備の整備されたユビキタス教場になっており、実習・実技用教場も備品・教材等を十分に完備している。また、学園ホームページ及びポータルサイトにおいて、学内行事の連絡・報告、休講・補講情報、教場変更、学生呼び出し、成績の確認等が実行されており、学生はパソコンのみならず携帯端末からアクセスできる。

個人練習室（ピアノ）

資格取得必修である「ピアノ演奏法Ⅰ・Ⅱ」の授業では、ピアノの個人練習が欠かせない。本学では、個人練習室が25室あり、調律は毎年2回行われている。

図書館

学生が学修活動に使用する図書館は大学と共用スペースであるが、面積・蔵書数などその機能は基準を満たしている。床面積4,889㎡、座席数325席、蔵書数は全体では205,502冊（保育科関連4,998冊）、絵本1,602冊、紙芝居173冊、学術雑誌数343種（保育科関連：24種）、AV資料7,597巻（保育科関連570巻）、参考図書数4,605冊（保育科関連152冊）、PC16台、蔵書検索専用4台、DVD・授業録画用24台である。図書館の維持管理に関しては、図書館システムの「E-cats」による図書管理を実施している。そのシステムにより、図書購入は保育科教員による推薦図書を購入すると共に、新旧の入れ替えを実施している。

平成26年度より図書館の利用率を増加させるため様々な取り組みを行っている。従来、蔵書の貸出制限が5冊まで、貸出期間が2週間であったが、学生の図書館の活用を進めるために、平成25年度からは貸出制限を10冊（絵本・紙芝居含む）まで可能とした。また、教育実習及び保育実習期間中に限り、実習期間に合わせた貸出期間の延長が可能となった。就職・資格関連の図書は従来貸出禁止であったが、可能とした。レポート作成時の特別貸出制度については、レポート作成等の際、貸出期間2ヶ月、貸出冊数20冊とし貸出期間を延長した。入館の際、バッグ等の館内持込を禁止（ロッカーを利用）にしていたが、持込可能とし、ペットボトル等のフタのついた飲物の持込も可能とした。さらに、携帯電話の通話を図書館内全域で禁止していたが、スマートフォ

ンにおいては、2階バルコニーを使用場所に限定して許可することとした。その結果として、貸出利用冊数が平成28年度では前年度実績に対して約7%増加した（表2-9）。

表 2-9. 短期大学生による大学短大図書館資料貸出利用状況

| | 冊 数 | 人 数 (人) | 1 人あたり平均 (冊) |
|----------|-------|---------|-----------------|
| 平成 24 年度 | 1,116 | 540 | 2.07 |
| 平成 25 年度 | 885 | 462 | 1.92 |
| 平成 26 年度 | 1,140 | 537 | 2.12 |
| 平成 27 年度 | 1,456 | 876 | 1.66 |
| 平成 28 年度 | 1,557 | 824 | 1.89 |

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

教員の取り組みとしては、授業評価アンケートについて、結果の活用方法が個々の教員に委ねられているため、教育内容への反映方法として、教員間で十分に話し合われる必要がある。設備資源に関しては、本学では教卓の全学的ユビキタス化がなされているが、システムのより一層の効率化を図らなければならない。また、図書館の利用者数のさらなる増加を目指し、さらなる充実を目指して工夫・改善していく。以上のように、教育資源は十分に整っているが、さらにより良い教育環境を整備することに努めていく。

基準Ⅱ－B－2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

■基準Ⅱ－B－2の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では新年度オリエンテーション期間中に保育科と教務関係のそれぞれについてオリエンテーションを実施している。1年次は3日間にわたり、保育職について、単位認定や履修、学生生活、取得可能資格、実習等についての説明等を丁寧に行っている。2年次は1年次に取得できなかった単位を考慮し、教務オリエンテーション以外に教務委員及び教務課職員による個別指導を行い、学生の学修に対する意欲をサポートし、免許・資格の取得率の向上を図っている。オリエンテーション期間の始めに学生に学生便覧・時間割等を配付し、シラバスはウェブサイト上で確認できることを伝えており、これらを活用して、学修成果を上げるための指導が行われている。

学生の学修が円滑に進められることを目的に、本学では「基礎講座」という科目を設置している。本科目では、レポート、小論文の書き方から参考文献の検索方法、さらに一般教養や漢字の修得などを目指している。また、農園活動体験を取り入れ、保育の現場で行われている食農保育や植物の育成栽培方法も含めて体験的に学ぶ機会を設けている。

基礎講座の授業内で行われている漢字テストや基礎学力テストの結果、また、各授業における小レポート作成における文章力の不足等、近年、学生の基礎学力、特に国語力が低下傾向にある。そのため、事前学習課題として、入学手続完了者には国語力の増進を図る課題(冊子)を送付し、提出されたものを教員が添削している。課題は入学後

に返却し、「基礎講座」の授業内で復習を行い、基礎学力の低い学生に対しては、学修支援センターの活用、個別指導を行うことで、学修成果の獲得を目指している。また、3月には入学予定者事前学習プログラムを開催し、在学生のピアノ演奏を交えながら、担当教員が「ピアノ演奏法Ⅰ・Ⅱ」の授業概要を説明している。平成28年度も多くの入学予定者が来学し、プログラムの後半には、入学後の授業や学生生活についての質問時間を設定し、保育科教員や卒業生が回答した。他に、12月以前に入学手続きを完了した入学予定者には、毎年12月に開催される身体表現発表会（平成28年度は12月17日）に招待し、観賞後は軽食を囲み、新入生同士や在学生、教員との懇親会を設けている。

教育・保育の各実習終了後は、個別に実習先からの評価を学生に伝達しており、評価が一定以上低かった学生については個別に呼び出し、次の実習に向けての課題を確認する時間を取っている。

学生の学修上の悩みなどについては、担任以外にも科目担当教員が相談にのり、オフィスアワーや放課後を活用して指導している。また、ピアノの授業については、1年次に学生のピアノの習熟度に合わせてクラス分けを行っており、初心者の学生だけでなく、上級者の学生にも見合った指導を実施している。

教育実習、保育所実習、児童福祉施設等における実習については、実習担当者会議を必要に応じて開催しており、各実習の担当者全員が連携し、協議内容を科会で報告することで、学生の実習における学修成果の獲得に向けて取り組んでいる。

本学では、2年間の学修結果に対して、優秀な学生を表彰しており、卒業式で優等賞、日本仏教保育協会賞、全国保育士養成協議会会長表彰として全卒業生に紹介している。成績最上位の学生には、本山永平寺より本山賞を授与している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

基礎学力不足の学生が増加してきているため、今後は学修支援センターの更なる活用、科目担当教員の授業時間外の指導を充実していくことが求められる。また、基礎講座の授業内容を見直し、学生の基礎学力の向上につなげることが今後の課題である。更に1年次と比べると、2年次は学力テスト等の学生自らが基礎学力を確認する機会が少ないため、何らかの確認体制を検討していく必要がある。

近年欠席が続いてしまう学生や、生活習慣等の理由による、何らかの配慮が必要な学生が増えている。こうした学生への支援を体系化していくために、教職員全体が支援方法や学生の現状を把握するとともに、関係部局が情報を共有し連携を深めていく必要がある。

基準Ⅱ－B－3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

■基準Ⅱ－B－3の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

学生の生活支援については、1年次のオリエンテーション時に学生生活オリエンテーションとして、「komajo 学生生活スタートブック」を基に、授業受講上の諸注意や、

学生生活全般における留意点について伝えている。日常の生活については、担任と学生委員が中心となり指導している。教務課は申請書類作成等の事務手続を行いながら教員・学生双方に連携をとっている。

社会人入試の学生に対しては担任以外に担当教員（社会人アドバイザー）を配置し、必要に応じて個別指導を実施している。なお、オリエンテーション期間中には1・2年生の交流を深めるために、新入生歓迎会を催しており、保護者へ入学式後に説明会を開き、科のカリキュラム内容を説明すると共に、本学の学生生活への支援に対する理解を促している。クラス担任と社会人アドバイザーは、1年生、2年生、共に4月から5月にかけて、担当クラスの学生に対して個人面談を実施している。面談の中では学生一人ひとりの学修状況や出席状況、学生生活における問題や悩みの把握に努めており、傾聴やアドバイスをしている。学生生活に対する不安や問題等のある学生については、その後、個別指導が行われる。なお、その時点で問題がない学生でも、常時相談ができる体制をとっている。

学生支援課では、学友会、クラブ活動、学園行事などの支援サポートを行い、相談を受ける等、学生が主体的に活動しやすいような体制が整備されている。本学には併設大学があるため、クラブ活動や学園行事等を大学の学生部、学生支援委員会と学生委員会が協力・連携している。特に、学園祭は学園行事となっているため、本学園の中学校・高等学校とも連携をとっている。

学生が入学後の学生生活を円滑に送れるよう、本学では併設大学と連携し、新入生及び在学生在が学生生活を円滑に進めていくことをサポートするために、平成21年度より「グッドスタート・プログラム」を開講している。平成28年度は下記のような内容で行われた（表2-10）。

表 2-10. 平成 28 年度グッドスタート・プログラムの実施日及び内容

| | 日 時 | 場 所 | タイトル・内容 | 講 師 | 参加人数 |
|---|--------------|--------------------------------------|-------------------------------------|--|------|
| 1 | 5月19日 (木) | 講義館 2-309 教場 | お化粧の正しい知識 | 木村 尚貴 (資生堂ビューティースペシャリスト) | 67 |
| 2 | 5月23日 (月) | 八十周年館 16-204 | AED 講習会 (講義) | 木下 茂昭 (保育) | 25 |
| 3 | 5月24日 (火) | 体育館 | AED 講習会 (実技) | 木下 茂昭 (保育) 最勝 悦応 (管財課) 榎本 利江 (学生支援課) 山崎 栞 (学生支援課) | 25 |
| 4 | 6月23日(木) | 実験実習館 1F 調理実習室 I (4-114) | ワンコイン・クッキング ～だし巻き卵を 作ってみよう!!～ | 松森 慎悟 (健康) | 22 |
| 5 | 7月4日 (月) | 照心館 | 浴衣着付教室 | 本橋 美恵子 | 21 |
| 6 | 7月11日 (月) | 記念講堂 小ホール | 日常生活の安心と安全 ～護身術、教えます～ | 警視庁多摩中央警察署 | 4 |

※ 参加人数には大学生を含む

本学の学生食堂は学生のリクエストに応じたメニューと品揃えで、施設設備が整った明るい雰囲気のカフェテリアとして営業している。学生食堂のメニューのマンネリ化について指摘を学生から受けていたが、平成 25 年度より学生食堂専門の業者に代り、食堂、喫茶部ともにサービス、メニューが一新された。学内キャンパスショップ（コンビニエンスストア）も学生の要望に応え、利便性を図っている。

学生支援課では、推薦学生寮の増設、沿線の学生マンションや提携不動産会社による賃貸アパート、マンションを案内するなど、学生の住居斡旋の充実を図っている。年度別指定学生寮、推薦学生寮の利用者数は以下の通りである（表 2-11、表 2-12、表 2-13、表 2-14、表 2-15）。また、併設大学の住空間デザイン学科が提携不動産会社と産学連携協力を締結し、「コマジョリノベ」プロジェクトを推進している。学生がワンルームマンションの部屋を女子大生向けにリノベーションし、住居とすることができる。

表 2-11. 年度別指定学生寮利用者数（ラポール百合ヶ丘）

| | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大学生 | 47 | 50 | 54 | 55 | 53 |
| 短大生 | 7 | 5 | 5 | 6 | 10 |

表 2-12. 年度別推薦学生寮利用者数（ドーマー調布）

| | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大学生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 短大生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

表 2-13. 年度別推薦学生寮利用者数（ドーマー京王よみうりランド）

| | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大学生 | 2 | 3 | 5 | 4 | 3 |
| 短大生 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |

表 2-14. 年度別推薦学生寮利用者数（ドーマー府中白糸台）

| | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大学生 | — | — | 1 | 1 | 1 |
| 短大生 | | | 0 | 0 | 0 |

表 2-15. 年度別推薦学生寮利用者数（ドーマー中野島）

| | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大学生 | — | — | 6 | 6 | 1 |
| 短大生 | — | — | 0 | 0 | 0 |

表 2-16. 年度別推薦学生寮利用者数（ドーマー芦花公園）

| | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大学生 | — | — | — | 0 | 1 |
| 短大生 | — | — | — | 0 | 0 |

表 2-17. 年度別推薦学生寮利用者数（ドーマー国立）

| | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大学生 | — | — | — | 0 | 1 |
| 短大生 | — | — | — | 0 | 0 |

大学への通学手段としては、主要な最寄り駅から小田急バスが運行しており、その他、一部路線（南多摩・はるひ野・あざみ野）は提携バス会社による通学バスを運行している。自転車による通学者には駐輪場を設置しており、車や二輪車を使用しなければならない特別な事情がある学生については、車・二輪車通学、駐車場の利用を申請することで通学を許可している。

学生に対する経済的な支援は、学外奨学金である日本学生支援機構の奨学金制度と、学内奨学金として学校法人駒澤学園奨学金制度を設けている。これ以外に、地方自治体及び各種団体の奨学金も該当学生に紹介している。自然災害による被災学生支援については、学校法人駒澤学園奨学金制度により被災の度合いによって給付している。

日本学生支援機構の奨学金への応募は、高校在籍時に予約している学生が年々増加しているため、入学後の希望者は減少傾向にある。これにより希望者数が給付内示者数よりも少なくなっているため、ほとんどの希望者が奨学金を受給できている（表 2-18）。

学校法人駒澤学園奨学金は授業料の半額以内の給付である。この奨学金は、本来経済的理由により就学困難な者に対するものであるが、希望者の家庭のリストラなどの経済（収入）状況の激変、天災等による家庭環境の急変などが生じた学生も対象としている。希望者は毎年 10 名以下である（表 2-19）。

なお、東日本大震災発生後は被災地の受験生や入学者については、被災状況・収入の変動等により、授業料・維持費・実習費の全額免除・半額免除の減免措置をとっており、平成 24 年度入試からは入学検定料の免除措置を講じている。

表 2-18. 年度別日本学生支援機構奨学金貸与

| 種類 | | 平成 24 年度 | | | | | | 平成 25 年度 | | | | | | 平成 26 年度 | | | | | | | | |
|------|-----|----------|----|----|-----|----|----|----------|----|----|-------|----|----|----------|----|----|-----|----|----|-----|----|-----|
| | | 推薦内示数 | | | 希望者 | | | 確定者 | | | 推薦内示数 | | | 希望者 | | | 確定者 | | | | | |
| | | 1年 | 2年 | 合計 | 1年 | 2年 | 合計 | 1年 | 2年 | 合計 | 1年 | 2年 | 合計 | 1年 | 2年 | 合計 | 1年 | 2年 | 合計 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 保育科 | 合計 | 保育科 |
| 予約推薦 | 第一種 | | 6 | 0 | 6 | 6 | 0 | 6 | | 5 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | | 16 | 0 | 16 | 16 | 0 | 16 |
| | 第二種 | | 38 | 0 | 38 | 38 | 0 | 38 | | 30 | 0 | 30 | 30 | 0 | 30 | | 22 | 0 | 22 | 22 | 0 | 22 |
| 緊急 | 第一種 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 第二種 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一次 | 第一種 | 6 | 3 | 0 | 3 | 2 | 0 | 2 | 6 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 5 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 第二種 | 8 | 5 | 2 | 7 | 5 | 0 | 5 | 11 | 7 | 1 | 8 | 7 | 1 | 8 | 14 | 9 | 1 | 9 | 9 | 1 | 9 |
| 一次追加 | 第一種 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 第二種 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 臨時 | 第一種 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 第二種 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 合計 | | 15 | 52 | 3 | 55 | 51 | 0 | 52 | 18 | 46 | 1 | 47 | 46 | 1 | 47 | 19 | 49 | 1 | 50 | 49 | 1 | 50 |

| 種類 | | 平成 27 年度 | | | | | | 平成 28 年度 | | | | | | | |
|------|-----|----------|-----|----|----|-----|----|----------|-------|-----|----|----|-----|----|----|
| | | 推薦内示数 | 希望者 | | | 確定者 | | | 推薦内示数 | 希望者 | | | 確定者 | | |
| | | | 保育科 | | 合計 | 保育科 | | 合計 | | 保育科 | | 合計 | 保育科 | | 合計 |
| | | | 1年 | 2年 | | 1年 | 2年 | | | 1年 | 2年 | | 1年 | 2年 | |
| 予約推薦 | 第一種 | | 13 | 0 | 13 | 13 | 0 | 13 | | 12 | 0 | 12 | 12 | 0 | 12 |
| | 第二種 | | 26 | 0 | 26 | 26 | 0 | 26 | | 25 | 0 | 25 | 25 | 0 | 25 |
| 緊急 | 第一種 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 応急 | 第二種 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一次 | 第一種 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| | 第二種 | 17 | 11 | 0 | 11 | 10 | 0 | 10 | 16 | 3 | 1 | 4 | 2 | 0 | 2 |
| 一次追加 | 第一種 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 第二種 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 臨時 | 第一種 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 第二種 | | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 22 | 50 | 0 | 50 | 49 | 0 | 49 | 18 | 43 | 1 | 44 | 43 | 1 | 44 |

表 2-19. 年度別学校法人駒澤学園奨学金給付

| 学 年 | 平成 23 年度 | | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | |
|-----|----------|------|----------|------|----------|------|----------|------|----------|------|
| | 出願者数 | 給付者数 |
| 1 年 | 3 | 2 | 4 | 2 | 3 | 2 | 3 | 1 | 4 | 2 |
| 2 年 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 2 | 0 |
| 合計 | 5 | 2 | 7 | 2 | 3 | 2 | 6 | 3 | 6 | 2 |

学生の健康支援としては、学校保健安全法に基づいて毎年 4 月に健康診断(表 2-20)を実施しており、結果によっては保健室職員が個別に対応している。保健室には看護師が常駐しており、学生の健康管理を一括して行っている。

表 2-20. 年度別健康診断実施項目

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-------------------------------|---|---|---|---|---|
| 身長 | 全学年全学科 | 全学年全学科 | 全学年全学科 | 全学年全学科 | 全学年全学科 |
| 体重 | 全学年全学科 | 全学年全学科 | 全学年全学科 | 全学年全学科 | 全学年全学科 |
| 視力 | 全学年全学科 | 人文 2・3 年以外 | 人文 2・3 年以外 | 人文 2・3 年以外 | 人文 2・3 年以外 |
| 内科検診 | 全学年全学科 | 人文 2・3 年以外 | 人文 2・3 年以外 | 人文 2・3 年以外 | 人文 2・3 年以外 |
| 血圧 | 全学年全学科 | 人文 2・3 年以外 | 人文 2・3 年以外 | 人文 2・3 年以外 | 人文 2・3 年以外 |
| 尿検査 (ウロビリノーゲン・ 潜血・蛋白・糖) | 全学年全学科 | | | | |
| 尿検査 (潜血・蛋白・糖) | | 全学年全学科 | 全学年全学科 | 全学年全学科 | 全学年全学科 |
| 心電図 | 短大・大学・ 大学院 1 年生・ 編入生 | | | | |
| 胸部 X 線 | 全学年全学科 | 全学年全学科 | 全学年全学科 | 全学年全学科 | 全学年全学科 |
| 問診 | | 短大・大学・ 大学院 1 年生・ 編入生 | 短大・大学・ 大学院 1 年生・ 編入生 | 短大・大学・ 大学院 1 年生・ 編入生 | 短大・大学・ 大学院 1 年生・ 編入生 |
| 麻疹抗体検査 | 保育 1 年、臨床 1 年、 健康 2 年、 教職履修者 3 年 | 保育 1 年、臨床 1 年、 健康 2 年、 教職履修者 3 年 | 保育 1 年、臨床 1 年、 健康 2 年、 教職履修者 3 年 | 保育 1 年、臨床 1 年、 健康 2 年、 教職履修者 3 年 | 保育 1 年、臨床 1 年、 健康 2 年、 教職履修者 3 年 |

メンタルヘルスケアやカウンセリングは併設大学と共用で、保健室以外に学生相談室を設置し、臨床心理士の資格を持つ専属カウンセラー 3 名を相談員として配置した。平成 24 年度までは学生相談室の受付業務を学生支援課が行っていたが、平成 25 年度より相談室内に専属の受付担当者を配置した。これにより、学生が安心し、落ち着いて来室できるようになり、相談室内の休憩スペース「ほっとスペース」の使用にも目が行き届くようになった。学生相談室の延べ面接回数（併設大学と合算）は平成 26 年度以降、高止まり傾向にある（表 2-21）。全体的な利用者の増加には、カウンセラー勤務枠を増やしたことで学生への対応力が上がったこと、本学ではクラス担任制をとっているために、課題を抱えた学生を早期に相談室へ紹介できるようになったこと、現在の

学生の多くは小中高でスクールカウンセラーが広く配置されていた世代であり、学生相談室の利用に対する抵抗感がないことも利用の促進に繋がっていると思われる。なお、本学の学生の利用率は、延べ面接回数¹の1～5%程度、本学学生数の1～5%程度である。

表 2-21. 年度別学生相談室延べ面接回数

| 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 1,078 件 | 1,486 件 | 1,393 件 | 1,447 件 |

※併設大学と合算

学園の建物全体としては、身体に障がいを持つ者にも対応できる設備となっている。具体的には、車椅子での移動が可能なバリアフリー化を図り、エレベーターを全館に設置し、障害者用トイレ等も数か所設置している。

学生の本学に対する満足度に関しては、毎年度末に、卒業時に学生生活に関する満足度を調査「本学の教育並びに教育施設・設備に関するアンケート」を実施し、学生の要望の聴取に努めている。

本学と併設大学で共通の委員会として、ボランティア委員会がある。窓口である学生支援課では、外部からのボランティアの紹介等、ポータルサイトで情報発信を行っており、学生がより積極的にボランティア活動に参加しやすい環境を整えている。学生支援課が位置する大学館とは別に、80周年館の実習指導室前掲示板にもボランティア情報を掲示している。主だったものとしては、児童文化部が東日本大震災以降、被災地である陸前高田市の保育所での公演活動を続けている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学生生活支援については、教員と学生委員会、学生支援課が中心に行っているが、支援内容は多岐にわたっている。例えば、家庭内の問題、異性問題、心理的問題、経済的問題等である。これらの問題については、担任に相談し、必要があれば学生相談室につなげていく必要がある。また、金銭的な問題については、学生支援機構や学園奨学金の活用を図ることが必要である。

現在、クラブ活動および同好会の部員数が減少しており、それらの活性化が課題となっている。本学では、学期中に実施される教育実習や保育実習による休講に伴い、空き時間や 5 時限目、土曜日に補講を行うことが多く、クラブ活動等の時間の確保が困難であるが、夏休みや春休みなどの長期期間をいかして、クラブ活動等に積極的に参加できるよう検討していく。

通学バスについては、増便の要望が多くあり、学生の利便性を高めるために引き続きバス会社と連携し改善していく。

学園生活については、卒業時に実施している学生アンケート結果を参考にしながら、更なる改善を重ねていくことが重要となる。食堂のメニューや座席数を増やすこと、食堂の利用時間や低価格化については、業者との綿密な交渉をしながら今後も対応していく予定である。

基準Ⅱ－B－4 進路支援を行っている。

■基準Ⅱ－B－4の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では教職員が一体となって学生の就職支援に当たっている。就職対策委員 5 名

(保育科担当教員 3 名、進路総合センター所長、進路総合センター職員) と卒業学年のクラス担任 (4 名) が中心となり、学生の就職・進学活動状況に関する情報収集、また、学生個々への指導を行っている。また、全学組織として「進路総合センター」が設置されており、センター長 (教員) 以下 9 名 (正規職員 5 名と非常勤キャリアカウンセラー (曜日交代、平日 1 日 1 名体制)) の職員が求人開拓、求人情報の整理と分析、学生の進路希望調査、学生との相談窓口、履歴書の添削指導、就職試験対策等、進路支援全般にわたる業務を担っている。

就職支援の中でも大きな柱となる就職ガイダンスは、就職対策委員会と進路総合センターが合同で企画しており、採用試験対策講座、就活用証明写真撮影会も行っている。本学では就職希望者のほとんどが保育専門職に進むため、ガイダンスの内容もそれを前提として保育職に対応したものとなる。なお、一般企業への就職を希望する学生は、併設大学の就職セミナーに参加することができ、その後、教員や進路総合センターが個別に対応し、就職活動の方法等の指導を行っている。

就職ガイダンスは、学生が普段の授業で培った実力を十分に発揮するための情報提供と技術指導という位置づけで企画しているが、その内容は次の通りである。初回ガイダンスは 2 年次学期始めのオリエンテーション期間に外部講師を招き、就職活動に対する意識付けをしており、保育専門職の就職活動スケジュール、活動手順、就職試験概要を伝えている。2 回目では、就職試験の内容について、過去の出題問題等を例示しながら詳細な説明を行う。併せて就職試験のための準備についても指導し、履歴書の作成方法にも言及する。3 回目では、学生が作成した履歴書を添削後返却し、特に自己紹介欄の記入について詳細な注意点を提示する。さらに、受験先への電話のかけ方、また受験先からの電話対応等についてロールプレイ等の方法を用いて指導する。4 回目では、ロールプレイ等によって面接試験を行い、言葉遣いや受験園訪問の際のマナー等、具体的な内容を指導する (表 2-21)。

表 2-22. 平成 28 年度就職ガイダンスの日程とその内容

| 名称 | 実施日 | 時間 | 対象 | 会場 |
|----------------------------|---------|-------------|---------|-------------------|
| 採用試験(筆記)対策講座①と模擬試験 | 4/4(月) | 9:00~12:00 | 保育科 2 年 | 10-11 |
| 採用試験(筆記)対策講座② | 4/7(木) | 14:40~16:10 | 保育科 2 年 | 10-11 |
| 就職ガイダンス①「保育関係の就職活動を知る」 | 5/12(木) | 14:40~16:10 | 保育科 2 年 | 2-309 |
| 就職ガイダンス②「園の採用試験と履歴書作成(基礎)」 | 5/26(木) | 14:40~16:10 | 保育科 2 年 | 2-309 |
| 公務員保育士ガイダンス | 6/16(木) | 14:40~16:10 | 保育科 1 年 | 10-36 |
| 就職ガイダンス③「園の採用と履歴書作成(応用)」 | 7/14(木) | 9:00~10:30 | 保育科 2 年 | 16-208 |
| 就職ガイダンス④「面接試験の対応とマナー」 | 7/21(木) | 9:00~10:30 | 保育科 2 年 | 16-208 |
| 身体表現発表会 DVD 視聴会(美・真) | 10/5(水) | 12:20~12:50 | 保育科 2 年 | 16-203, 16-204 |
| 身体表現発表会 DVD 視聴会(善・聖) | 10/6(木) | 12:20~12:50 | 保育科 2 年 | 16-203, 16-204 |
| 身体表現発表会 DVD 視聴会(美・真) | 10/11 | 12:20~12:50 | 保育科 2 年 | 16-203, |

| | | | | |
|----------------------|---------|-------------|--------|-------------------|
| | (火) | | | 16-204 |
| 身体表現発表会 DVD 視聴会(善・聖) | 10/12 | 12:20~12:50 | 保育科 2年 | 16-203, 16-204 |
| | (水) | | | |
| 進路ガイダンス | 9/15(木) | 12:10~13:00 | 保育科1年 | 16-413 |
| 公立保育公務員試験対策(3日間集中) | 3/24(金) | 10:00~16:00 | 保育科1年 | 10-36 |
| 公立保育公務員試験対策(3日間集中) | 3/30(木) | 10:00~16:00 | 保育科1年 | 10-36 |
| 公立保育公務員試験対策(3日間集中) | 3/31(金) | 10:00~16:00 | 保育科1年 | 10-36 |

ガイダンスを行った後は、8月に、進路総合センターにおいて学生のグループ面談を行う。このグループ面談によって、学生個々の詳しい進路希望の情報(勤務希望地、幼稚園、保育所、児童福祉施設等、その他の選択、あるいは、学生個々が抱える事情等)を収集し、その後の支援に役立てる。就職活動が最盛期を迎える9月以降は、個別指導の時間を十分にとり、履歴書の添削指導、面接試験練習、就職相談等にあたっている。

学生個々の活動状況等の情報は、電子学籍簿である学内就職支援システム(キャリアナビ)に時系列に記載され、教員、進路総合センター職員がパソコン端末を通じて即時に共有できるようになっている。

平成28年度の就職率は100.0%(対就職希望者127名)であり、そのうち約94.4%(120名)が全員希望通り保育専門職に進んでいる他に、7名が一般企業に就職している。就職希望率は93.4%(卒業者数136名のうち就職希望者数127名)であり、9名の学生が就職を希望しなかった。その内訳は、進学2名、一時的な就職希望者5名、その他2名(免許・資格取得の単位未修得による次年度科目等履修生1名を含む)である。

この他にも、再就職支援として、卒業生がいつでも本学を訪れて就職に係る相談ができるよう、第1、第3、第5土曜日に進路総合センターの窓口を開けている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

本学の進路支援は一定の効果を上げているが、在学中に保育専門職への進路希望を諦めてしまう学生が若干名いるため、就職希望率を引き上げる努力を継続していくことが求められる。また、近年、求人数が非常に多いため、これまで蓄積されてきた就職活動に関するデータを効果的に活用することや、進路総合センターと教員との連携を更に図っていくことが今後の検討課題である。

保育専門職に就職しても、1年を待たずに辞職してしまう学生がいる。過去5年間の卒業生に対するアンケートや、就職先に向けた、卒業生に関するアンケート調査の結果を元に、更なる支援をしていくことが必要といえる。

基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

■基準Ⅱ-B-5の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、建学の精神や入学者受け入れの方針の内容を、本学ホームページ、入試要項に明確に示しており、オープンキャンパス、入試相談においても受験生に丁寧に説明している。

本学では、入試に関する広報及び入試事務などの入試業務全体を統括する入試センターを設置し、志願者や受験生からの問い合わせの窓口としている。入試センター職員は、受験の問い合わせの対応の他にも、入試広報業務としてオープンキャンパス・入試相談会等を行っている。入試センター所長及び課長は入試委員会の構成員となっており、教員と連携を図りながら学生募集の実施体制を整備している。学生募集及び入学者選抜の方法については、受験者の数や質の動向に基づいてきめ細かく検討を重ねており、本学での学修に必須能力とされる国語の基礎学力を判断するために、AO入試において課題文の要約や音読を設ける等、入学者受け入れの方針を試験の判断基準として明確化させている。

本学の入試選抜方法は、推薦入学試験〔指定校制〕、推薦入学試験〔公募制〕（Ⅰ・Ⅱ期）、一般入学試験（A・B日程）、大学入試センター試験利用入学試験（Ⅰ・Ⅱ期）、AO入学試験（Ⅰ期、Ⅱ-a期、Ⅱ-b期）、社会人特別入学試験（Ⅰ・Ⅱ期）を実施している。これらの選抜方法について、本学教員並びに入試センター職員は各趣旨を正確に理解したうえで、入学志願者に対して誤解のないよう説明している。各入試実施の際は、実施要領に基づき、公正・適正を期している。また、卒業生子女、大学・短期大学 姉妹、寺院関係者などについては、入学金減免などの入学特典制度を設けている。このような実施要領は常に見直しや改善を図り、全教員、入試センター職員、更に教授会において周知・徹底している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の入学者受け入れの方針について、オープンキャンパスでパワーポイント等を用いて可能な限り視覚化し、高校生に分かりやすく説明しているが、今後は更に分かりやすい言葉や写真・映像などを取り入れていく必要がある。

入試形態については、学生数確保のために、現状の入試形態を維持していくが、入学者の基礎学力の低下が懸念されることから、特にAO入試では、受験者のコミュニケーション能力だけでなく、何らかの形で基礎学力を測る方法を検討していくことが今後の課題である。児童書（絵本を含む）による課題作文作成についてはある程度の効果はみられるが、今後も入試委員会・入試センターで新たな方策を検討していく必要がある。

授業時間確保のため、学生のためのオリエンテーションは3日間が限度である。この期間だけでは十分対応できない学生に対しては、教務委員及び学生委員、担任による個別指導をさらに充実していく必要がある。

◇基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

特になし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし。

基準Ⅲ

教育資源と財的資源

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

■基準Ⅲの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 基準Ⅲの自己点検・評価の要約を記述する。

本学の専任教員は13名で、21名の非常勤教員（兼任・兼担）とともに授業を担当している。専任教員には、研究に関する設備、費用、時間などが保証されているが、専門領域の違いなどもあり、研究活動及び成果発表には個人差がある。FD活動については、毎年教員向けに講習会を開催しており、学生による授業評価アンケートは学期ごとに行われている。

事務職員は職能・意欲ともに高く、学生と教員の双方から信頼されている。学内外の研修会にも積極的に参加し、さらなるスキルの向上を図っている。人事管理は概ね適切に行われている。事務組織の構成及び事務分掌については、各規程に基づいて定められており、短大事務部は大学の各部署と連携をとりながら管理・運営及び教育・研究活動をサポートしている。

平成21年9月に八十周年館が完成したことで、本学としての施設・設備がさらに充実したものとなった。トイレや休憩スペースなど、キャンパス・アメニティにも配慮した施設・設備となっている。また、教場の多くはコンピューターが設置され、ユビキタスシステムが導入されている。学生が自由に利用できるパソコンも多く設置されており、レポート作成や情報検索に役立っている。これらの機器の保守・点検および学生や教職員のサポートは、コンピューター管理室が行っている。

(b) 基準Ⅲの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

昨年度に引き続き、今年度は更に2名の若手専任教員を迎えた。今後は若手教員を育て、全体の教育の質の向上を図っていく。また、研究活動を活性させていくため具体的な方策を検討していく。

FD活動では、本年より非常勤教員が専任教員の授業を参観することを可能とした。今後は非常勤教員の授業公開が可能となるように働きかけ、学科全体の教育力・指導力の向上を図っていく。授業評価アンケートの活用方法についても、FD委員会を中心に議論を重ね、改善策を見出していく。一時中断している付属幼稚園との合同研修会を今後再開していく。

SD活動は積極的に行われているものの、現時点では要領を作成中であり、今後は、規程を整備し、活動をさらに強化していくことが課題である。

稲城キャンパスに移転してから26年が経過し、設置校舎に改修の必要な部分がでてきている。年次計画を立て、順次改修を行い、学生が安心して学べる環境づくりがほぼ完了しつつある。また、コンピューターが設置されていない教場や最新のソフトウェアがインストールされていないコンピューター等もあることから、それらの改善を図っていく。学生の自主学修を促すためにも、併設大学で行われている授業録画システムの導入を検討する。

[テーマ]

基準Ⅲ－A 人的資源

■基準Ⅲ－Aの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学の教育課程編成の方針に基づいた教員組織は、専任教員 13 名、非常勤教員 21 名で、短期大学設置基準に定められた教員数を充足しており、学生に細やかな指導が可能な配置となっている。

専任教員の研究業績は教育研究支援課で集約し、過去 5 年分の実績をホームページにて公表している。研究活動のための研究費、研究室、研究日などは適切に設けられており、教員各自の研究成果の発表は、学会発表、研究論文、研究報告等において行われている他、本学の研究紀要でも発表している。自己の研究活動の他にも、学内では FD 活動が様々な形で積極的に行われている。

学生の学修成果を向上させるための事務組織も整備されており、事務職員は職能・意欲ともに高く、学生と教員の双方から信頼されている。事務職員の多くは外部の研修に積極的に参加しており、学内では年に 1 度、FD・SD 合同研修会を開催するなど、教職員組織全体が連携をとりながら学生支援を推進している。

教職員の採用・承認等については、就業に関する諸規程が整備されており、適切に運営がなされている。

(b) 自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

平成 28 年度には専任教員として若手研究者を 2 名採用した。現場経験のある若手研究者を採用したことで、最新の保育の現場を学生に伝えられる環境が整いつつある。今後はさらに保育現場を熟知している専任教員を補充し、幅広い学生支援ができるようにしていきたい。新任採用の選考に際しては、人事委員会が慎重に審議し、本学の教育の質を維持・発展させるために適切な人材を確保するよう努めていく。

専任教員には、研究に関する設備、費用、時間などが保証されているが、専門領域の違いなどもあり、成果発表には個人差がある。本学の紀要への執筆や研究に関する外部資金の獲得を勧めるなど、業績の蓄積を奨励する。

職員の SD 活動は活発に行われているが、現在のところ、規程が存在しないため、SD 活動を継続的に実施していく上で、規程を整備していく。

[区分]

基準Ⅲ－A－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

■基準Ⅲ－A－1の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学における平成 28 年度の教員編成は、本学の教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員 13 名（教授 5 名、講師 8 名）、非常勤講師 21 名を配置しており、短期大学設置基準に定められた教員数を充足している。専任教員の年齢層は、60 代 3 名、50 代 4 名、40 代 1 名、30 代 5 名であり、各々の職位は、学位や教育研究業績を反映したのとなっており、専任教員一人あたりの学生数は 17.9 名と、細やかな指導が可能

な配置となっている。本学では、保育の現場に係る非常勤講師を多く迎えているため、実践的な保育の現場における指導がなされている。

教員の採用は本学の人事委員会規程等に基づいて行われており、審査に際しては、学位、教育歴や研究業績、制作物・演奏発表、その他の経歴、短期大学設置基準等に照らし合わせ、授業・学生指導の能力の有無を判断している。また、昇格人事については、教育・校務遂行・研究業績を測りながら行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成 28 年度は若手教員を 2 名採用し、専任教員の平均年齢は、昨年の 53.6 歳から 48.6 歳となった。今後は、若手教員の教育能力・校務遂行・研究業績を高め、教育の質の向上を図っていくことが課題である。

基準Ⅲ－A－2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

■基準Ⅲ－A－2の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では学位授与の方針にある「確かな専門知識と技術の修得、これらを用いて職務を遂行できる実践力を有する」保育者を養成するため、教育活動を行っている。そのため、本学の各教員は自発的な努力により、本学の教育課程編成・実施の方針に即した研究テーマを持ち、著書・論文の執筆、学会での発表や講演及び自治体や社会福祉協議会等が実施する研修事業への協力などの社会活動を行っている。

教員各自の研究成果の発表は、所属学会での発表や機関誌への研究論文、研究報告等において行われているほか、本学にて毎年研究紀要を発行している。平成22年度には、併設大学を含めた「研究倫理規程」、「人間を被験者又は対象とする研究倫理規程」、「動物実験規程」を定め、研究の倫理面での規程を整備した。

専任教員には職位にかかわらず、年額 30 万円の研究費と週 2 日の研究日が与えられ、PC が設置されている個室の研究室が確保されており、研究及び教育に専念できる時間と場所、予算が整えられている。なお、表現系科目の教員には必要な楽器や道具を使用できる教室が付設されている。

これらの専任教員の研究活動は、年度末に年間の研究業績を教育研究支援課で集約し、過去 5 年分の実績をホームページにて公表しており、教員の研究情報を広く社会に公開する手段としている。また、平成 28 年度の科学研究費補助金は採択が 0 名、継続が 1 名となっている。

FD 活動に関しては、「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、教員の教育活動の改善を推し進めている。毎年の活動内容としては、外部講師を招いて教育改善に関わる研修や講演会の企画、本学付属こまざわ幼稚園との合同研究会の開催、教員による相互授業参観、学生による授業評価アンケートの実施等を行っている。付属幼稚園との合同研究会は平成 28 年 2 月に実施され、本学教授による講演（テーマ：「もう一つの保育形態：家庭型保育の歴史と役割」）が行われた。教員同士による相互授業参観では、平成 28 年度は前期・後期に合計 2 回開催し、延べ 120 回、76 名に

よる見学が行われた。また、学生による授業評価アンケートに関しては、教育研究支援課と連携し、調査内容の検討及び結果の分析を行い、積極的に教員の授業改善を促している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

一律に研究費や研究日を整備しているが、教員の研究活動や成果発表に個人差が見られる。研究への動機づけを高め、研究活動の活性化を図るためにも、傾斜配分（研究実績に応じて研究費を増減する）制度の実施を今後検討する必要がある。また、国際的な活動（留学、海外派遣、国際会議出席、学会参加など）を支援する制度がないため、それらを整備することも今後の課題である。

本学では科学技術研究費等の外部資金の獲得について奨励されているが、近年は採択者が少ないのが現状である。研究の方法、成果に独自性があることを認めながらも、研究活動のさらなる活性化を図っていくことも課題である。

これまで FD 活動の対象として、非常勤教員は相互授業参観の対象に加えられていなかったが、本年より、専任教員の授業を参観できることとなった。今後は、非常勤教員の授業も公開し、様々な領域における教育・指導力を向上させ、学生の学修成果に貢献していく必要がある。

授業評価アンケートの活用方法については、結果の活用が各教員に一任されているため、授業改善の質や量が十分に把握しきれていない等の課題が挙げられる。

基準Ⅲ－A－3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

■基準Ⅲ－A－3の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

事務組織については、理事長を筆頭とした組織体制を整え、責任体制が明確となっている。事務職員は、所属部署で求められる専門的技術・知識を有しており、学内外の研修等でさらなるスキル向上を図っている。特に、総務部、経理部、教務課、学生支援課、進路総合センターの職員は、外部の研修に積極的に参加しており、学内の SD 活動に役立てている。

学内では年に 2 度、FD・SD 合同研修会が開催されており、平成 28 年度は「障害学生への合理的配慮を考える」に 12 名の職員が参加した（表 3-1）。

表 3-1. 学生相談室・学生支援課共催 FD・SD 研修会 開催概要

| テーマ | 日時 | 会場 | 講師 | 参加者数 |
|--|----------------------------------|-----------|---|----------------------|
| 女子大における学生支援 ～日本女子大学の実践例から学ぶ～ | 平成 25 年 2 月 28 日 11:00～12:30 | 16-204 | 日本大学 准教授 カウンセリングセンター専 任研究員 北島 歩美 | 54 名 (内事務職員 12 名) |
| 発達障害シリーズ・発達障害のある 学生の理解と支援 ～東京大学コミュニケーション・サ ポートルームの新たな取組み～ | 平成 25 年 10 月 17 日 15:00～16:30 | 16-204 | 東京大学 学生相談ネット ワーク コミュニケーション・サポ ートルーム 特認専門教員 川瀬 英理 (臨床心理士) | 76 名 (内事務職員 21 名) |
| 学生相談を活性化するために | 平成 26 年 2 月 13 日 10:00～12:00 | 学生相 談室 | 成蹊大学 文学部・学生相 談室 岩田淳子 | 7 名 (内事務職員 2 名) |
| 大学生のメンタルヘルスと緊急時の 対応 | 平成 26 年 11 月 20 日 15:00～16:30 | 16-205 | 特定医療法人社団聖美会 多摩中央病院 遠藤幸彦先生 | 70 名 (内事務職員 25 名) |
| 学生相談を活性化するために ～本学の事例の検討～ | 平成 27 年 1 月 29 日 14:10～16:00 | 学生相 談室 | 成蹊大学 文学部・学生相 談室 岩田淳子 | 7 名 (内事務職員 2 名) |
| 性犯罪被害者の学生支援 | 平成 27 年 10 月 29 日 15:30～17:00 | 16-413 | 被害者支援都民センター 鶴田信子先生 (臨床心理 士) | 79 名 (内事務職員 13 名) |
| 学生相談室を活性化するために | 平成 28 年 2 月 25 日 10:00～11:00 | 学生相 談室 | 特定医療法人社団聖美会 多摩中央病院 遠藤幸彦先生 | 7 名 (内事務職員 1 名) |
| 障害学生への合理的配慮を考える | 平成 28 年 10 月 20 日 15:00～16:30 | 10-36 | 学生支援課：齊藤 人間関係学科：大貫 進路総合センター：河内 学生相談室：藤城 | 80 名 (内事務職員 12 名) |
| 学生相談室を活性化するために 事例検討会 | 平成 29 年 2 月 9 日 10:00～11:30 | 学生相 談室 | 首都大学東京 渡部みさ先生 | 7 名 (内事務職員 1 名) |

職能の向上を図っている事務職員は、教員・学生双方から厚い信任を受けており、学生の学修成果向上に貢献している。事務関係に係る規程では、「組織及び職務規程」をはじめとする各種規程を整備している。事務部署ごとに業務を円滑に進められるよう、情報機器・備品等を設置している他、学生対応スペースも確保しており、これらの施設や設備は年に 1 度、整備・点検を実施している。

防災対策としては、教職員によって構成されている防災委員会により、非常時における学生と教職員の安全対策について定期的に協議している。また、同一敷地内にある併設大学、中学校、高等学校の学生・生徒・教職員も含め全学体制で年に 1 度、避難訓練を実施している。

この他、事務組織全体で週 1 回の全体朝礼・事務連絡会を行っており、各部署の部長、課長による「部課長連絡会」が月 1 回定期的に行われている。連絡会では関係部署の連携強化を図りつつ、業務の見直し、事務処理の改善、SD 活動について協議を行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

SD 活動は積極的に行われているものの、現時点では要領を作成中であり、今後は、規程を整備し、活動をさらに強化していくことが課題である。

基準Ⅲ－A－4 人事管理が適切に行われている。

■基準Ⅲ－A－4の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

教職員の就業に関する諸規程を以下の通りに整備している。

| | |
|---------------|---------------------------|
| 学校法人駒澤学園 | 理事並びに理事長及び常務理事選任に関する規則 |
| 学校法人駒澤学園 | 顧問規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 常任理事会規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 参事、参与に関する内規 |
| 学校法人駒澤学園 | 役員住宅規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 組織及び職務に関する規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 事務組織及び事務分掌規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 職務権限規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 職務分担区分表（組織及び職務に関する規程付表） |
| 学校法人駒澤学園 | 事務上の連絡会に関する内規 |
| 学校法人駒澤学園 | 個人情報保護に関する規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 個人情報保護取扱い内規 |
| 駒沢女子短期大学 | 教育職員の職制及び選考の基準並びに任免に関する規程 |
| 学校法人駒澤学園 | パートタイマー職員及びアルバイト職員に関する規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 教育職員の職制及び選考の基準並びに任免に関する規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 事務職員の選考の基準並びに任免に関する規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 就業規則 |
| 学校法人駒澤学園 | 契約教職員就業規則 |
| 私傷病による職員の | 休職及び復職に関する内規 |
| 学校法人駒澤学園 | 育児休業規程 |
| 介護休業及び介護 | 短時間勤務に関する規則 |
| 学校法人駒澤学園 | 子の看護休暇規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 裁判員に係る有給休暇措置規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 教員・職員定年規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 過半数代表者選出規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 労働時間等設定改善委員会運営規則 |
| 学校法人駒澤学園 | 非常勤教員-教員規程 |
| 学校法人駒澤学園 | ハラスメント防止規程 |
| 学校法人駒澤学園 | ハラスメント防止ガイドライン |
| 学校法人駒澤学園 | 表彰及び懲戒等の審査に関する委員会規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 安全衛生管理規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 安全衛生委員会規程 |
| 事務職員の資格取得・研修等 | に関する規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 給与規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 学外役員等の報酬規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 公務出張及び旅費支給に関する規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 旅費支給規程についての例外等 |

| | |
|-----------------|----------------------------|
| 学校法人駒澤学園 | 退職金規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 特任教員給与規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 早期退職者優遇に関する規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 教員研究費規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 役員・教職員子女の授業料免除規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 慶弔見舞金規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 公的研究費運営・管理規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 教職員私有車の公務使用に関する規程 |
| 駒沢女子大学・駒沢女子短期大学 | 「ティーチング・アシスタント」規程 |
| 駒沢女子短期大学 | 学則 |
| 駒沢女子短期大学 | 教授会規程 |
| 駒沢女子短期大学 | 科会規程 |
| 駒沢女子短期大学 | 学長に関する規程 |
| 駒沢女子短期大学 | 科長に関する規程 |
| 駒沢女子短期大学 | 自己点検・評価委員会規程 |
| 駒沢女子短期大学 | 人事委員会規程 |
| 駒沢女子短期大学 | 客員教授規程 |
| 駒沢女子短期大学 | 名誉教授規程 |
| 駒沢女子短期大学 | 研究費規程 |
| 駒沢女子短期大学 | 研究費規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 消防計画（改正案） 消防計画 |
| 学校法人駒澤学園 | 消防計画 < 警戒宣言発令時における応急措置計画 > |
| 学校法人駒澤学園 | 消防計画 < 学生・生徒等に対する対応マニュアル > |
| 学校法人駒澤学園 | 消防計画 < 別表 1～13 > |
| 学校法人駒澤学園 | 消防計画 < 火元責任者一覧 > |
| 学校法人駒澤学園 | 消防計画 < 警戒宣言発令時における応急措置計画 > |
| 学校法人駒澤学園 | 消防計画 < 自主点検表 > |
| 学校法人駒澤学園 | 派遣留学生に関する危機管理規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 毒物劇物危害防止規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 危機管理規程 |
| 学校法人駒澤学園 | 危機管理マニュアル |
| | あなたのための「防災マニュアル」 |
| 学校法人駒沢学園 | 情報セキュリティ規程 |
| | 続き（平成 27 年度以降） |

本学では平成 22 年度より学校法人として学園全体の健全で安定的な運営を行って
いくために、中長期計画策定委員会を設定した。将来を見通した経営的、教学的な計画
立案を行い、5 年を単位とした「第 1 次中期計画」が平成 25 年度より開始となった。
平成 39 年の学園創立 100 周年を目標とした「長期計画」を策定している段階にある。

就業規程としては、教職員の就業に関する規程である「学校法人駒澤学園 就業規

則」に沿って適正に行われている。この規則は教職員各自に 1 部ずつ配付し、いつでも確認することができる。また、教員には教授会、職員には事務関係会議の場で、就業規則を確認するよう伝えている。また契約教職員には、「学校法人駒澤学園 契約教職員就業規則」に則り、勤務時間や労働条件等の周知を図っている。「学校法人駒澤学園教職員等行動規範」及び「駒沢女子短期大学教員ガイド」により、駒沢学園の教職員としてふさわしい品性と服務規律を保持しながら職務を遂行していくよう周知している。

新任教員の採用に関しては、新規採用条件を提示して学内公募をした後、広くインターネット公募を行っている。応募者の書類を選考審査後、模擬授業を実施した上で本学の人事委員会で審議し、理事長及び学長の面接後に採否を決定、教授会に諮り、理事会で報告・承認する手続きを採っている。教員の昇格に関しては、昇格人事の規程に則り、該当者の勤務年数や教育指導実績、校務遂行実績、研究業績等の諸条件に照らし合わせ、人事委員会で審議し、教授会の議を経て、学長が決定する。新規採用の場合と同様に理事会において報告・承認となり、正式に通知することになる。

職員の採用に関しては、現在、公募制をとっており、就職希望者については、「学校法人駒澤学園事務職員の選考の基準並びに任免に関する規程」に基づき、書類選考、筆記試験及び面接試験による選考を行っている。職員の昇任及び配置転換に関しては、人事考課及び職務実績を参考にし、理事長及び事務局長、人事担当責任者とで決定している。配置転換については、広く業務の知識を修得させるとともに、専門的知識の育成を図るため計画的且つ有効的な配置となるよう実施している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

昇格人事においては、人事委員会で審議した上で学長が決定しているが、昇格の条件に適わなかった教員に対して、それぞれの理由と課題を明確に示し PDCA サイクルを利用するなど改善をすることで、より一層全体の向上を図る必要がある。

さらに、複数体制で同一業務を処理できる体制と、速やかな人事異動が可能となる適正な人員配置が課題となっている。

[テーマ]

基準Ⅲ－B 物的資源

■基準Ⅲ－Bの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学は平成元年に現在の稲城市に移転し、その後、併設大学の設置により、大学館を増築し、本学の授業をさらに充実させるため、平成 21 年には最新設備を導入した八十周年館を増築した。それぞれの建物はバリアフリー化、キャンパス・アメニティにも配慮しており、施設・設備両面において適正な数を有し、短期大学設置基準の規程の要件を満たしている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

現在の稲城市にキャンパスが移転し 27 年が経過したため、校舎に改修の必要な部分が出てきている。これについては年次計画を立て、順次改修を行ってきている。学生の

安全性を確保するため、改修工事は計画に従って実施し、ほぼ完了しているが、計画以外の部分について問題がある場合には、適宜改修を行っていく。

図書館の利用者数を増加させるため、ポスターなどによる啓発活動を行っていく。

【区分】

基準Ⅲ－B－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備活用している。

■**基準Ⅲ－B－1の自己点検・評価の概要を記述する。**

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学における教育に係る施設は全て併設大学との共用となっており、校地面積が59,770.26㎡、その内、校舎敷地が31,367.00㎡であり、短期大学設置基準を十分に満たしている。校舎については積極的にバリアフリー化を進め、全館エレベーターを設置したため、高層階への移動が容易になっている。また、本館1階食堂、記念講堂、大学館1階、八十周年館2階と地下1階に、多目的トイレを設置している。

記念講堂（収容人数約1,500名）は本学の入学式、卒業式、学燈会等の学内行事に使用されるほか、地元稲城市にも貸し出しており、シンポジウムやコンサート等にも対応できる多目的施設となっている。

平成21年に八十周年館が完成し、小児保健実習室、造形室、総合実習室、音楽室、リトミック室、実習指導室、保育科準備室、保育研究資料室や学生用ロッカー室など、本学の専門的教育を充実させるために必要な施設を設置した。従来から使われていた本館の音楽室、ピアノ指導室（6部屋）、ピアノ個人練習室（25部屋）、造形室1、造形室2は現在も使用しており、授業内容によって効果的に教場を使い分けている。

小児保健実習室は沐浴実習や調乳を行う実習室で、9つのベッドがあり、重さも新生児と同様の人形が、1つのベッドに2～3体設置しており、学生の実習が効果的に行われるようになっている。造形室には学生の制作活動に必要な備品を取り揃えており、学生は保育者としての造形の基礎を学び、保育現場での実践力を養っている。本館音楽室は、約200名、補助椅子を合わせると300名収容でき、音楽表現、演奏発表の他、地域に向けた子どもイベント等でも使用している。2台のグランドピアノやマリンバ、シロフォン、バストラム、その他小物楽器等を常備している。本館の地下にはピアノ指導室、ピアノ個人練習室も設置しており、授業の空き時間をはじめ、土曜日・日曜日や長期休暇中も使用できるようになっている。八十周年館の音楽室には、グランドピアノや保育等で使われる楽器を多数揃えている。

実習指導室、保育科準備室、保育研究資料室には保育にかかわる絵本や映像資料、また保育科の行事等で使用される機材が保管されており、リトミック室は、音楽表現、身体表現、ダンス、体操等で使用している。

図書館は併設大学と共有しており、蔵書として逐次刊行物や書籍を定期的に購入している。図書委員会では書籍や児童向け図書だけでなく、ピアノの授業や実習で使われる楽譜等、保育に関連する図書の選定を積極的に行っている。このように、本学では学生や教員の教育研究環境として相応しい校舎や施設・備品を整備している。

本学園が移転してから27年が経過しており、建物・設備の改修については、単年度

の収支状況、緊急性等を勘案しながら、年次予算に組み入れて実施している。設置校舎などは改修の年次計画を策定し、随時実施している。平成 28 年度は、①大学館消火設備配管更新、②ピアノ練習室のピアノ入替（5 年計画）、③大学館熱源機械内部洗浄作業、④消防設備不慮箇所改修及び更新、⑤機械室地下雑排水槽用ポンプ交換、⑥大学館地下 2 階空調用熱源機械修理、⑦記念講堂大ホール照明操作卓・電飾制御バッテリー交換等、⑧大学短大体育館外壁改修工事、⑨LED 化工事、⑩図書館トイレ改修工事、⑪本館 2 階～4 階エアコン更新工事、⑫照心館階段手摺取付工事、⑬本館・大学館・照心館壁クロス補修工事などが行われた。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

図書館は毎年蔵書を点検し、更新を図っている。今後も各科目で学修される専門分野の蔵書について、一層の充実を図っていく。また、図書館の利用学生数を更に増やすことが今後の課題である。

照明機器は順次 LED 化を進めている。学内のバリアフリー化の推進と共に、今後も環境整備に努めていく。

基準Ⅲ－B－2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

■基準Ⅲ－B－2 の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、学園全体の施設設備の維持管理については、経理部管財課が中心になり、「固定資産及び物品管理規程」をはじめ、財務諸規程等を整備し、これらに基づき年次計画のもと管理、運営している。また、教場等の施設設備については、大学短大事務部が管理運営を行っている。

防災計画については、地元の稲城市消防署との連携のもとに、火災・地震対策、防犯対策のための諸規則も整備し、これらに基づき学園全体の防災計画を作成し、火災・地震等に対応する体制を整えている。また、教員 1 名を防火防災管理責任者とし、緊急時に備えている。防犯対策としては、警備保障会社に委託し、24 時間体制で警備を行っている。正門受付に守衛が常駐すると共に、定期的に巡回・警備している。また、外部に通じる 3 カ所の出入り口に防犯カメラを設置している。火災報知機等が作動した場合は、遠隔監視を委託している警備保障会社から警備員が駆け付けるとともに、学園関係者への連絡、消防、警察への通報も行っている。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を受けて、平成 23 年度より学園全体の避難訓練の実施を再開している。平成 28 年度は 5 月 15 日に実施し、学生だけではなく、教職員の防災意識の強化、共有を図った。非常用食料品についても点検を行い、防災倉庫に備蓄している。緊急避難用器具は、年に 1 度点検・整備をし、訓練をしている。東日本大震災以降、施設全体の耐震に関わる調査を行い、改修を行っている。教室の温度設定やセンサー付き照明、LED 照明に順次切り替えることで、省エネルギーや環境対策を行っている。また、本学 1 年生全員を対象に、普通救命講習 I を授業の一環として実施し、修了証を発行している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学生が日常的に使用する施設・設備については、学生の視点から検証し、快適な学修空間の確保に配慮するように努めていく。洗浄機付きトイレの導入については、年次計画を立て、改修を行っている。

[テーマ]

基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

■基準Ⅲ－Cの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学の教育課程に基づいた学修成果を獲得させるための技術的資源は概ね整備されていると判断され、その維持・整備も計画的に行われている。ほとんどの教場にコンピューターや視聴覚機材が設置され、教員・学生が情報にアクセスできる環境が整えられている。

学園全体のコンピューターについては、コンピュータ管理室が中心になり、LAN、学生用・教員用・事務職用のコンピューターの保守点検を行っている。パソコン周辺の機器については、年次計画を策定し、Windows XP のサポート終了に対応するため、平成 25 年度に全機種のパソコンの OS 交換を終了した。また、パソコンのセキュリティ対策として、専門業者によるファイアウォールのほか、学内の全てのパソコンにウィルス対策ソフトをインストールし、管理サーバーにより、ウィルス感染状況を監視している。その上、迷惑メール防止は、SPAM 対策サーバーを設置して監視している。また、学生の情報へのアクセスや、教員のパソコン技術の向上のサポートを行っている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

若干ではあるが、コンピューターが設置されていない教場や、最新のソフトウェアがインストールされていないコンピューター等がある。コンピューター関連機器については、開発・技術的向上のスピードが速く、年度ごとにその改善、整備計画が必要となるため、今後は施設設備の使用状況を把握し、保守点検等の内容を毎年検討し、すみやかに改善策を講じていく。

学生の教育資源としては、併設大学で行われている授業録画システムの導入を検討していく。

[区分]

基準Ⅲ－C－1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

■以下の観点参照し、基準Ⅲ－C－1の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、近年の情報教育に対応するため、用途に合わせたパソコンを多く設置している。パソコン教室・LL 教室（授業時間以外も学生の利用が可能）等の他に、自習

室・図書館・ラウンジ・ロビー等のフリースペースにもパソコンを設置することで、学生が学内のどこでもパソコンを使用できる環境を整えている（表 3-2）。

表 3-2. 各教場におけるパソコンの台数

| 場所 | 台数 |
|---------------------|------|
| 10-26 教場（LL 教室） | 48 台 |
| 10-27 教場 | 48 台 |
| 10-29 教場 | 40 台 |
| 16-202 教場 | 60 台 |
| 10-03 教場（自習室） | 30 台 |
| 10-04 教場（学生多目的ラウンジ） | 2 台 |
| ロビー（フリースペース） | 10 台 |
| 図書館 | 18 台 |

LL 教場には、CaLabo EX を導入し、フルデジタル CALL システムを設置しており、アクティブ・ラーニングに役立てている。学内の全てのパソコンに学内 LAN とポータルサイトを併設しており、レポート作成や情報検索に役立てている。学生に対する情報技術の向上に関するトレーニングは、入学当初のオリエンテーション、基礎科目の「情報リテラシー」や「基礎講座」等において行っている。

本学では教員が情報ネットワークにアクセスできるユビキタスシステムを教場に導入している。この他にも、教員・学生共に技術的な指導・サポートが必要な場合は、コンピュータ管理室常駐している 2 名の専任職員からいつでもサポートを受けることができる。

学内のインターネット環境は、B フレッツ（ビジネス）回線を用い、ファイアーウォールシステムを設置し、外部からの不正侵入を防御している。外部への Web アクセスは全てプロキシサーバーを経由して通信を行い、インターネット接続に対する安全性を確保し、Web サーバーへの負荷を軽減している。学内イントラネットに公開用 Web サーバーを設置し、リバースプロキシサーバーを経由して公開しており、Web サーバーで SSL 通信をする際は日本ベリサイン社のサーバー証明書を使用している。SSL を導入することにより暗号化でセキュアな Web サイトの構築にも役立てている。また、迷惑メール防止として SPAM 対策サーバーを設置し、受信メールの全てに対してウィルスチェックと SPAM チェックを行いメールの安全性を確保している。全てのコンピューターに対してウィルス対策ソフトをインストールし、管理サーバーにより、ウィルス感染状況を監視している。また、共用パソコンにリカバリーソフトを導入し、不正なソフトウェアのインストールや環境変更を防止している。統合認証システムを導入し、教員、学生ともに個々の ID 毎に学園内ネットワーク資源への利用（アクセス）を制限している。

これらの情報機器の全てについて、コンピューター整備、インターネット環境整備、機器の保守管理、セキュリティ対策は、コンピューター管理室が担当し、日々保守管理を行い、随時学生や教職員への技術的な指導を行っている。

この他にも、本学では学内に電子掲示板を設置し、学生が休講、補講、就活情報、学生呼び出し等、必要な情報を入手できるように配慮している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

これらの施設、設備については、定期的に保守・点検を行い、最善の状態で学生が利用できるように整備しているが、まだコンピューターや視聴覚機器を設置していない教場があり、最新のソフトウェアをインストールしていない機器も残っている。コンピューター関連機器については、開発・発展のスピードが速く、年度毎にその改善、整備計画を立て、最新、最善の環境に整備する努力を重ねているが、経済的な裏付けが必要となるため、法人の会議において優先順位をつけて年次計画を立て、環境の整備を図りたい。

併設大学で実施している授業録画システムを、本学はまだ導入していない。このシステムは授業を録画し、図書館で自由に視聴できるようにするシステムで、学生の復習や欠席した際の補習に役立っている。本学保育科では実習のオリエンテーションや実習の延長、就職活動等の理由で授業に出席できない学生が多くいるため、学生の自主学修をサポートしていくためにも、今後、このシステムの導入を検討することが課題である。

教員のパソコン技術については徐々にスキルアップされているが、システムが急速に進化している時代において、リテラシーの徹底や日々スキルアップの努力を怠らないことが必要である。

基準 IV

リーダーシップとガバナンス

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

■基準Ⅳの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 基準Ⅳの自己点検・評価の要約を記述する。

駒沢学園の経営管理は、法人全体の意思決定をするための理事から構成される理事会（学校法人駒澤学園寄附行為〔以下、「寄附行為」という。〕第12条。）、常勤の理事から構成される常任理事会（寄附行為第13条）、法人の重要な決定に意見を述べる評議員会（寄附行為第20条）、法人の全業務及び財産状況を監査し、監督する監事（寄附行為第8条第2項）並びに各設置校の運営に携わるその長及びその執行部に行われる。これらの会議体の構成員及び各設置校の長は、3年毎に3年任期で選任され、再任も認められる。

学校法人駒澤学園の法人については、理事長が「この法人を代表し、その業務を総理する」（寄附行為第7条の2条第2項）と規定し、建学の精神及び法令、諸規程に従い、理事会、評議員会及び常任理事会の運営並びに法人業務の統括、執行を行うこととしている。

教学業務のうち、駒沢女子大学、駒沢女子短期大学の業務については、駒沢女子大学学則第8条及び駒沢女子大学学長に関する規程第2条第1項並びに駒沢女子短期大学学則第32条及び駒沢女子短期大学学長に関する規程第2条第1項により、学長は大学、短期大学の「全般に関する事項をつかさどり、本学を代表する」と規定し、建学の精神及び法令、諸規程に従い、教学業務の統括、執行を行うこととしている。

それぞれが、その職務上の権限に基づきリーダーシップを発揮することとなっている。

理事会は、最低年3回以上開催され、事業計画案及び事業報告、予算案及び決算報告、重要案人事案件等の審議議決をするとともに懸案事項等についても意思形成に関与している。

評議員会も最低年3回以上開催され、理事長からの事業計画及び報告、予算案及び決算報告、懸案事項などの諮問に適切に応えている。

監事は、監事は、関係法令及び寄附行為の規定に基づく業務監査、財務状況の監査を行い、学園の理事会・評議員会にも必ず出席し、監査結果を報告するとともに求められれば意見を述べるなどの監査機能を十二分に果たしている。また、随時、学園を訪れその業務を監査している。

平成28年5月の理事会において理事長の選任が行われ、理事長が交代した。新理事長の下、常務理事、常勤理事による常任理事会による新執行部体制が作られた。新執行部は、理事長主導の下、収支の赤字を縮減する、各設置校の活性化を促すなど経営改善の方針を打ち出した。

学長は平成22年4月に選出されて以来現在3期目である。この間、大学に心理学科の開設、人文学日一部の学科名変更などを主導し、現在人文学部の改組及び新学部の設置に向け教職員を主導している。

平成28年6月より、学長が理事長をも兼務することとなった。しかし、そのことに

よる弊害は見受けられず、むしろ決定過程が一元化されるとともに決定も迅速に行われるようになった。もっとも、学長が7年目と経験豊富であったうえ常務理事経験もあったので、理事長職務を兼任できたのであり、兼職が必ずしもうまく働くとは限らない。

(b) 基準Ⅳの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

駒沢学園の経営管理については、組織が適切に形成されており、活動も問題なく行われている。

しかしながら、法人の懸案事項である収支の赤字を縮減すること及び各設置校の活性化を促すなど経営改善が急務となっている。

このため、平成25年から実施している第1次中期計画と連携しながら、各部署、各設置校が具体的改善策を策定中である。

収支の赤字を改善するため、入学者数の増加を図るとともに、無駄な支出をなくするという方針の下、予算策定、執行について、厳格な緊縮財政の姿勢採ることとした。

また、収支の改善は大きくは入学者数の改善によることになるので、大学人文学部の改組の必要性が喫緊の課題として取り組むこととなった。法人に大学改革委員会を立ち上げるとともに、大学に将来構想会議を立ち上げ、改革の方向性を示す素案の作成に着手した。

この素案を基に、評議員会で意見を聞き、理事会でその方向性の承認を受けることとなった。

[テーマ]

基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ

■基準Ⅳ－Aの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

理事長が「この法人を代表し、その業務を総理する」(寄附行為第7条の2条第2項)と規定し、建学の精神及び法令、諸規程に従い、理事会、評議員会及び常任理事会の運営並びに法人業務の統括、執行を行うこととしている。

平成28年5月の理事会において理事長の選任が行われ、理事長が交代した。平成28年6月より、学長が理事長をも兼務することとなった。しかし、そのことによる弊害は見受けられず、むしろ決定過程が一元化されるとともに決定も迅速に行われるようになった。

新理事長の下、常務理事、常勤理事による常任理事会による新執行部体制が作られた。新執行部は、理事長主導の下、収支の赤字を縮減する、各設置校の活性化を促すなど経営改善の方針を打ち出した。

この経営改善方針は、2つであるが、両者は密接に関連し、各設置校の活性化、特に入学者数の増加をもたらすことが収支の赤字を縮減することに大きく役立つと思われる。

したがって、この方針の下、評議員会、理事会の承認、議決を得て経営管理を行うこととした。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

法人では予算案作成、予算執行時に漠然とした額ではなく厳密な額に基づき、厳格に対応することにより、各部署に財政状況の緊迫性を実感してもらい、効率的な支出を徹底するようにした。

大学に将来構想会議を立ち上げ、そこで人文学部の改革案を作成する。中学高等学校に学園改革プロジェクトチームを立ち上げ、とりあえず高等学校の改革案を作成することとなった。

[区分]

基準Ⅳ－A－1 理事会等の学校法人の管理運営体制を確立している。

■基準Ⅳ－A－1の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

理事会は、最低年 3 回以上開催され、事業計画案及び事業報告、予算案及び決算報告、重要案人事案件等の審議議決をするとともに懸案事項等についても意思形成に関与している。

評議員会も最低年 3 回以上開催され、理事長からの事業計画及び報告、予算案及び決算報告、懸案事項などの諮問に適切に答えている。

監事は、関係法令及び寄附行為の規定に基づく業務監査、財務状況の監査を行い、学園の理事会・評議員会にも必ず出席し、監査結果を報告するとともに求められれば意見を述べるなどの監査機能を十二分に果たしている。また、随時、学園を訪れその業務を監査している。

常任理事会は、毎月 1 回開催し、理事会での審議事項、評議員会の意見を聞く事項及び日常的な学園経営全般について意見の交換をし、必要に応じ決定している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

現在、理事会はその機能を十分に発揮していると思われる。しかしながら、理事会の開催回数については課題が残る。現状では、年 3、4 回開催しているがこれを改善する必要がある。毎月 1 回は無理としても、もう少し増やす必要がある。

評議員会の活性化のため、時期評議員の選出に際しては、若干の評議員の入れ替えを検討する。

[テーマ]

基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ

■基準Ⅳ－Bの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

学長は平成 22 年 4 月に選出されて以来現在 3 期目である。この間、大学に心理学科の開設、人文学部一部の学科名変更などを主導し、現在人文学部の改組及び新学部の設置に向け教職員を主導している。

平成 28 年 6 月より、学長が理事長をも兼務することとなった。しかし、そのことに

よる弊害は見受けられず、むしろ決定過程が一元化されるとともに決定も迅速に行われるようになった。もっとも、学長が7年目と経験豊富であったうえ常務理事経験もあったので、理事長職務を兼任できたのであり、兼職が必ずしもうまく働くとは限らない。

学長は、教職員に対し、建学の精神、教育の理念をもとにした教育方針を示し、その実現のために率先垂範して活動している。これにより、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受け入れの方針が明確化され、保育者として必要とされる幅広い教養力の育成、実習の充実化等の取り組みの中に影響を与えている。また、これを実現するため、人的構成等についての課題も常に意識においている。これらの活動姿勢、取り組み、問題意識は教職員にも浸透し、現状ではうまく機能していると評価できよう。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

現状において学長のリーダーシップはうまく機能していると評価できるとしても、すべての点で、問題、課題がないわけではない。先に自己点検・評価した事柄をさらによりよい状態へと発展、進化させるため、いくつかの改善計画を検討しなければならない。実際、実施に移している事柄もあるが、それらを列挙すれば次のようになる。常設委員会以外に、直面する諸問題それぞれに対処するため、各種の検討機関を設置する。教職員の採用に際し、専門、年齢などを十分に考慮しバランスのとれた人的構成を図る。本学が抱える問題への理解を深め、改善への契機とするため、外部機関との連携を強化するなどである。

[区分]

基準Ⅳ－B－1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

■基準Ⅳ－B－1の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

建学の精神と教育理念の具体化については、本学を経営する駒沢学園は、道元禅師の禅の教え「正念」、「行学一如」を建学の精神とし、教育活動を行っている。平成22年度には、学園創立100周年（平成39年）に向け駒沢学園の現状の課題解決と将来展望に関する将来計画を作成する「中長期計画策定委員会」を設けた。この委員会が長期計画（15年間）とその実施のため5年ごとの中期計画を策定する作業を開始した。その一環として、平成24年に、この建学の精神を現代社会においてより分かり易く表現するため、新たに学園全体の教育理念と教育目的を定めた。このような建学の精神、教育の理念・目的を実践すべく、毎週月曜日の昼休みの時間帯に20分間、礼拝とともに本学教員や外部講師などによる講演などを内容とする「学燈会」を行い、教育や学園生活における建学の精神を確認している。

教育内容とその成果については、本学は、現在保育科1科のみである。したがって、教育目的も「保育、教育、福祉に関する専門知識及び技能を修得し、かつ豊かな人間性を培い、それらを生かして社会に貢献できる人材を養成する」（学則第4条第2項）と

いうことに集約されている。つまり、専門知識（知性）と、常識（理性）を備え、体を動かすことをいとわない良き保育者を養成することである。このような学位授与の方針を実現するため、カリキュラムが生まれ、このカリキュラムを実践すべく予習・講義・復習を明記したシラバスを作成している。またこのカリキュラムをこなせる能力を有する者のみを入学させるという入学者受け入れの方針が貫かれている。このことは、入学試験において筆記試験のみならず、一部の試験形態を除き面接試験を実施していることから明らかである。これらにより、退学者もほとんどなく、就職においてもほぼ 100 パーセント近い学生が保育者となっているのみならず、幼稚園、保育所からの就職要請に応えきれないほどの募集が寄せられていることから、建学の精神に基づく教育の成果が表れていることが窺える。

学長の人物については、学長は、毎年 12 月 1 日から 8 日まで行われる「早朝坐禅」や「学燈会」にも必ず参加するだけでなく、率先垂範を旨とし、言葉よりも行動で本学運営の在り方を示している。学問分野においては、国内での学会、研究会活動のみならず、海外においても在外研究（1 年間）や国際学会における発表、ドイツ語による論文執筆など学識豊かである。また、これまで、学校法人駒澤学園評議員や理事を 10 年以上務め、その間、理事長付部長、常務理事、学長補佐、参事などの職務により学園全体の運営に参画している。このように人格、学識、本学運営に関する識見を有していることは明らかである。

学長の職については、学長は、「駒沢女子短期大学学長に関する規程」第 5 条以下に定める条件及び手続に従って選出される。この選出手続を明確化するため「駒沢女子短期大学学長選出手続細則」も定めている。このような手続に従って選出された学長は、その任期（3 年、再任可）中、短期大学の教育目的を達成するため、同規程第 2 条が「駒沢女子短期大学の全般に関する事項をつかさどり、本学を代表する」と規定するよう、駒沢女子短期大学教職員を全般にわたり指揮監督する。それは、科会で内諾の得られた科内分掌（役職を含む）の見直しを求めたり、教職員の採用に際し今後の本学の在り方を考えたり、人事選考に指導力を発揮している。もともと、独善に陥らないようにするため、科長等と相談の上、さらには教授会での意見聴取を積極的に行っている。このように、学長は、本学運営の中心となり、様々な活動に従事している。

具体的には、毎月開かれる（さらに必要に応じ臨時に開催される）教授会を議長として主宰し（学則第 35 条）、学則第 36 条に定める教授会の権限事項を検討し、その議事録を作成する。そのほか、教授会の議を経て学生の入学許可（第 17 条の 2 及び駒沢女子短期大学入学者選抜規程第 10 条）、卒業（学則第 13 条）、長期履修（第 17 条の 3）、復学（第 13 条第 3 項）、退学（第 20 条）、転学（第 20 条の 2）、再入学（第 21 条）、除籍（第 27 条）などを決定する。教授会の下に各種委員会（「駒沢女子短期大学教務委員会規程」、「駒沢女子短期大学入試委員会規程」、「駒沢女子短期大学学生委員会規程」、「駒沢女子短期大学学術・紀要委員会規程」、「駒沢女子短期大学人事委員会規程」、「駒沢女子短期大学自己点検・評価委員会規程」、「駒沢女子短期大学図書委員会規程」、「駒沢女子短期大学就職対策委員会規程」、「駒沢女子短期大学規程委員会規程」、「駒沢女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」、「駒沢女子短期大学学習活動支援プログラム委員会規程」、「駒沢女子短期大学広報委員会規程」）が設けら

れ、審議事項については議事録を残し、必要に応じ教授会に議題の提供がなされ、報告も行なわれている。学長は、そのうち、「規程委員会」、「人事委員会」、「自己点検・評価委員会」といった重要な委員会の委員長となり本学運営の中心となる。教授会にかかる審議事項は、原則的には科会で事前に検討された事柄であるが、教授会ではそれを単に追認するだけでなく、今一度異なった視点から検討することを要請している。科会で決まった事柄を教授会で修正したり、新たな提案がなされたりすることも少なからずある。これは、科長が主宰する科会と学長が主宰する教授会との機能分担と協働がなされ、教授会における学長のリーダーシップの表れが見て取れる部分である。

学長が指導力という点で、特に心掛けていることは、本学各種会議主宰の際に可視化するという点である。すなわち、何事についても抽象的なレベルの議論や結論にとどまることなく、常に事後の検証が可能となるような具体的な取り組みをなすことである。

学長が選任した科長と毎月 1 回以上定期的にまた必要に応じ、本学の現状把握と、課題、今後の展開などについて報告を受けるとともに意見交換することにより、実情に即した運営を行っている。また、委員会委員長から直接報告を受けることも行っている。

そのほか、教育をはじめとする本学運営上の問題と考えられることが生じた場合は、それぞれの担当教職員に対し、科長を通じあるいは直接、迅速な対処を指示し、問題の早期解決を図っている。

学長の対外活動については、本学における教育、運営及び本法人の運営に集中的に取り組むため、学外の委員等の仕事は、教員や職員で可能な場合はそちらで担当し、学長自身はできるだけ控えさせていただいている。しかし、対外的活動を通じ本学の発展を図るため、「日本私学振興共済事業団」、「日本私立短期大学協会」及び「東京都私立短期大学協会」の総会や研修会に積極的に参加し、外部情報の収集に努めている。その結果得られた情報については、できるだけ早く（本学）教授会で紹介している。必要と思われる事柄については、該当する委員会における検討を指示し、早期対策、実施を図っている。その成果は、先駆的取り組みと他の教育機関や関係官庁からの問い合わせや見学を受けるなどの点に表れている。このようなことで、本学は規模こそ小さいが、様々な分野で積極的な取り組みを行いつついる。

学長の兼職については、併設大学の学長をも兼務していることから、本学の業務に専従するというわけにはいかないが、最低、毎日 1 限目の授業開始前から 5 限目の授業終了後まで執務することにより、現在まで両者の運営に支障をきたすということはない。また、大学関係のセミナーや研修会で得た情報のうち、短期大学にも準用できると思われる事項を、本学にも伝え、高等（大学、短期大学をも含め広い意味における）教育機関の運営という広い観点から、本学の教育活動、運営に活かすようにしている。この点で兼職も支障がなく、むしろメリットとなる点が多いと思われる。本職は現在併設大学教員であるが、大学設立以前には、本学教員であり、現在在職している教員と同僚として勤務した経験がある。したがって、本学についても基本的な事柄は理解している。

学長の姿勢について、本学運営において特に重視しているのは、現場の生の声を聴

くことである。そのため、本部棟に位置する学長室に常駐することなく、儀礼的行事や来客接受の際以外は、併設大学の教員研究室棟にある自身の研究室に居て、いつでも教職員が気軽に来室でき、様々な話を聞けるような環境作りに心掛けている。このことにより、日々、本学の実情を把握でき、教員から生の情報を得ることができている。これも学長としての重要な情報収集源の一つであり、教員との親密な関係構築の源であり、指導力を発揮する基礎となっている。

理事長との兼職による学長の職務は、本質的に、法人事項と教学事項を分け、それぞれの職務を遂行するよう棲み分けを行っている。もっとも、教学事項といえども、法人事項と密接な提携を持たなければ実施がおぼつかないことも多々あるので、毎月開催される常任理事会、大学執行部会議及び短期大学執行部会議以外にも、法人役職者及び大学・短期大学役職者とも話し合いを持つようにし、権限分担は明確にしつつも、協働関係を保ち、本学の運営を円滑に運ぶようにしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

専門教育の充実について、2年間で幼稚園教諭、保育士の2資格を取得できるようカリキュラムを組んでいる。そこで、当然に履修しなければならない専門科目数が増えている。今後は、この枠組みの中で少しでも多くの教養科目を増やし、一般的な教養を身につけようようにしたいと考えている。少なくとも、本学学生である(あった)という自覚を促すため、平成25年度より併設大学で正課として実施し効果を上げているアイデンティティ教育科目「駒沢女子大学入門」に類した科目を本学においても正課として取り入れていきたい。この科目では、各分野の専門とまでは行かなくとも、幅広く本学学生として誇りを持って学び、卒業していける社会的教養を身につける機会を提供すべきであると考えている。

人的構成のアンバランスの解消について、人員構成上、科目担当者の適正、バランスを考えると同時に、年齢構成上配慮し、定年、その他の理由で退職された教員の後任には、当面の間、原則として35歳前後の教員を採用することにしている。科として新人教員を指導し、本学で若手教員を養成するという姿勢をとるねらいもある。

科長補佐職の設置について、科長の他に科長補佐を配置し、科長が職務遂行する上で、相談や分担等を行い、円滑な運営ができるよう配慮しなければならない。

教職員研修の拡大について、私立短期大学協会、東京都短期大学協会が主催する各種会合、セミナーへの教職員の派遣を今以上に増やし、外部情報の収集を図り、本学への適用可能性を検討する機会を増やさなければならない。

付属幼稚園との関係見直しについて、付属幼稚園との連携を密にするため、複数の付属幼稚園担当者(教員)を配置し、両者の連絡協議会を設ける。本学が付属幼稚園園児の保護者に、実態把握、改善資料とするため、「こまざわ幼稚園保護者アンケート」を直接行い、分析、協議会基礎資料とする。

幼稚園実習の実施方法の見直しについて、実習指導室に、本学卒業生で保育現場経験のある専任助手を配置する。従来から幼稚園実習は1年生付属幼稚園、2年生他園という形で実施していた教育実習を改革する。既に一部では行っているが、付属園のみで行っていた1年生の幼稚園実習を近隣幼稚園の協力を得てそれらの園でも行うよ

うにした。また、他園でのみ行っていた 2 年生実習を付属幼稚園でも実施することとした。

海外研修の内容の見直しについて、既に実施に移していることであるが、海外研修を観光的要素から海外の幼稚園での研修を増やすなど実習に値する内容に変更しつつある。この点をより一層充実していかなければならない。

[テーマ]

基準Ⅳ－C ガバナンス

■基準Ⅳ－Cの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

理事会は、最低年 3 回以上開催され、事業計画案及び事業報告、予算案及び決算報告、重要案人事案件等の審議議決をするとともに懸案事項等についても意思形成に参与している。

評議員会も最低年 3 回以上開催され、理事長からの事業計画及び報告、予算案及び決算報告、懸案事項などの諮問に適切に答えている。

寄付行為第 6 条の規定により 2 名の選任している監事は、関係法令及び寄附行為の規定に基づく業務監査、財務状況の監査を行い、学園の理事会・評議員会にも必ず出席し、監査結果を報告するとともに求められれば意見を述べるなどの監査機能を十二分に果たしている。また、随時、学園を訪れその業務を監査している。

監事は、理事会に毎回出席して決議事項、報告事項等の内容を聴取する以外に、理事長および法人事務局の役職者と面談して法人の業務状況の監査を行っている。財産状況の監査については、毎年度作成される財産目録及び貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書等を中心に監査し、公認会計士との意見交換を行い、その後理事会、評議員会に出席し、監査結果を報告している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

監事による監査は規程通り行われているが、法人組織の中に業務監査にかかる専担部署は設置していないことから、今後は事務部門における日常の業務監査体制を整備することが課題になっている。経理部門で 25 年 4 月から単価 1 万円以上の購入物件の検品を徹底し、経費支出の管理に注力している。

[区分]

基準Ⅳ－C－1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

■基準Ⅳ－C－1の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

寄付行為第 6 条および第 8 条の規定により、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、2 名の監事を理事長が選任している。

監事の職務は寄付行為第 8 条 2 項に規定し、法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行っている。法人の業務運営については、理事長及び法人の役職員と面談して学園の運営全般について聴取している。また、財産の状況についても公認会計士と

直接面談して、会計処理や収支の状況について確認している。

監事は年 3 回から 4 回開催される理事会に毎回出席し、決議事項、報告事項等の内容を聴取し、必要に応じて意見を述べている。

また、毎会計年度に学校法人の業務及び財産の状況についての監査報告書を作成し、次年度 5 月に開催される理事会及び評議員会に提出し、監査結果を報告している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

監事による監査は適切に行われている。

基準Ⅳ－C－2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

■基準Ⅳ－C－2の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

評議員については寄付行為第 22 条に規定しているとおり、理事会において 27 名を選任している。平成 28 年度は学園教職員 14 名、外部関係者が 13 名で合計 27 名となっており、短期大学からは学長（大学短期大学学長）と保育科長が選任されている。

私立学校法第 41 条第 2 項の規定に基づき、法人の寄付行為において理事の定数 12 名に対して評議員の定数はその 2 倍を超える 27 名と定めており、現在も定員のとおりに選任されている。

評議員会の規定は寄付行為の第 18 条から第 23 条に定めており、理事長の招集で開催している。私立学校法第 42 条、寄付行為 20 条に規定されているとおり、予算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併等の案件が生じた場合には、評議員会において意見を聞くことになっており、これに従い運営している。（平成 28 年度は 5 月、12 月、3 月に開催。）

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

評議員会は私立学校法、寄附行為の規定に従い、適正に運営されている。

基準Ⅳ－C－3 ガバナンスが適切に機能している。

■以下の観点を参照し、基準Ⅳ－C－3の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

理事会決議が必要な事項他学園全体の経営に関わる重要事項は、原則毎月 1 回開催される常任理事会にて報告、審議、承認し、理事会へ提出する流れになっている。常任理事会では法人事務部門からの報告、教学部門からの報告もきめ細かく行われ、常任理事全員の学園の現状に対する共通認識が図られている。

法人事務局の組織は、学園全体の事務組織として総務部、経理部、IR・広報部、同窓会事務局があり、大学と短期大学を運営する組織として大学短大事務部、図書館、進路総合センター、入試センター、学修支援センター等で構成されている。

法人事務局の各部署と大学・短期大学運営の各部署とは日頃から連携を取りながら各種行事等での協力を図るとともに、毎月開催される職員の部課長連絡会等を通じて

学生情報の共有化にも注力している。教学部門との意思疎通を図るために大学短大事務部長や教務課長が各種委員会に出席し、事務管理面の観点から参考意見を述べたり、教育課程や学生に関する情報提供を行っている。

学校法人全体の中長期計画については、理事長の諮問機関として中・長期計画策定のための委員会組織を立上げ、平成 25 年 3 月末に「駒沢学園第 1 次中期計画」として取りまとめたものを答申として提出した。

第 1 次中期計画は平成 25 年 4 月にスタートし、平成 29 年度までの 5 年間で第一ステップに以降 5 年ずつ第 2 次、第 3 次と続き、PDCA サイクルを繰り返しながら、平成 39 年に学園の「100 周年」を展望するものである。

「第一次中期計画」では、教育面、経営面それぞれ 5 つずつの基本構想の下に戦略プランとして以下の 10 本の柱を掲げている。

- ①一貫校としてのあり方
- ②学生・生徒確
- ③教育の充実
- ④研究の充実
- ⑤学生支援体制の充実
- ⑥経営改革
- ⑦人材の確保と育成
- ⑧危機管理体制の確立
- ⑨ステークホルダーとの連携強化
- ⑩地域貢献

特に、平成 25 年度は入学者の定員割れが長期化している中学高校について、コンサルタント会社と契約し、入学者数増加に向けての具体的施策の検討を行い、また大学においても定員不足の学科は教員による募生活動の強化策に力を注いでいるところである。短期大学においては現状学生募集面での大きな問題は生じていない。

短期大学の年間事業計画及び年度予算に関しては、法人全体での策定スケジュールに合わせて前年度の 12 月までに短期大学にて策定したものを経理部との意見交換を経て理事長に提出している。法人全体でまとめ上げる事業計画、年度予算とも毎年 3 月に開催する理事会で決定される。4 月初旬には予算として経理部より各部署に通知され、執行可能となる。

短期大学は現在保育科のみであり、各教科において使用する教材や機器備品、実習に係る費用、講演会講師謝礼等について、学生の学修効果が上がる内容を検討し予算を組んでいる。

学校法人は学校を運営し教育・研究を遂行し、人材の育成、研究活動の成果を社会に還元していくことを目的としており、その経営状況及び財政状態を明らかにするために、学校法人会計基準で「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」の計算書類の作成が義務付けられている。それらの書類に加え、「財産目録」「事業報告書」を作成し監事の監査報告書も添えて、理事会、評議員会に報告し承認を得ている。

日常の出納業務に関しては、法人事務局の経理部経理課が取扱っており、事業計画

及び予算計画に従った会計処理を行っている。

公認会計士による会計監査は原則月 1 回実施され、毎回経理部門との情報交換を行いながら適正な会計処理が行われているかをチェックしている。

資産及び資金の状況に関しては、「財産目録」と「計算書類」にある通りである。消費収支計算書における収入には、「学生生徒等納付金収入」「手数料収入」「寄付金収入」「補助金収入」「資金運用収入」「資産売却収入」「事業収入」「雑収入」などがあるが、学園の規模に比して資産運用収入の金額が多額である。これは財的資源のところでも記載しているとおおり、手許流動資金が豊富にあることから、投資信託、有価証券等の資金運用を行っているためである。国内の金利は長期・短期とも低水準のまま推移し利息収入も以前ほど期待できない状況だが、資産運用については学園収支の下支えの役割があり、商品別、期間別、通貨別等のリスク分散を勘案しながら続けていく方針である。なお、学園の資産運用内規に従い、商品別の運用状況については四半期ごとに理事長まで報告している。

情報公開に関しては、平成 22 年度より駒沢学園全体の情報を発信するため、法人事務局の IR・広報部が駒沢学園のホームページ上に情報公表コーナーを開設した。情報公開の内容として、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、財務状況、その他の情報を掲載している。

短期大学保育科として、①教育研究上の基礎的な情報 ②修学上の情報等が関係している。①に関しては、学科の教育研究上の目的及び教員に関する情報、校地・校舎の施設その他の学生の教育研究環境、授業料、入学料等の費用等を載せている。②に関しては、入学者に関する受け入れ方針と学生数に関する情報、授業科目、授業方法・内容並びに年間授業計画、学修の成果に係る評価及び卒業に当たっての基準、学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報が公開されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学園全体の「第一次中期計画」が平成 25 年 4 月にスタートしたところだが、平成 29 年度においてもこの方針に基づいて具体的行動に移し、結果に結び付けていくことが今後の課題である。

◇基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

教学面と法人運営面、教員と職員間の情報交換を頻繁に行い、各種の課題に迅速に対応することを心がけている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。

選択的評価基準

職業教育の取り組みについて

選択的評価基準 職業教育の取り組みについて

■以下の基準（１）～（６）について自己点検・評価の概要を記述する。

基準（１）短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では学位授与の方針に則り、進路総合センターを中心に、就職対策委員会、2年生の担任、幼稚園・保育所・児童福祉施設での勤務経験を有する教員が連携を取って職業教育にあたっている。これに加え、本学の建学の精神に基づく教育、及び教員の指導・関わりによる学修効果の向上の結果、保育職への就職率は毎年ほぼ100%であり、平成28年度については保育関係で100%、保育職以外を含めた全体の就職率も100%を達成している。60余年に及ぶ本学が輩出している卒業生に対する高い評価は年々増加する採用求人数からも明らかである。

進路総合センターと就職対策委員会は、年間3～4回の就職対策委員会を持ち、年度ごとに学生への指導方針の確認、就職ガイダンスの企画・立案、問題点等についての対応策についての話し合い等を行うことで、情報を共有し協力して、学生の夢の実現として保育職への就職率100%を目指している。担任への報告は、定例の科会を通じて行い、担任だけでなく科内の全教員が情報を共有し、学生の就職支援に関わっている。

平成21年度より、各学生の進路希望や就職活動状況、相談内容などコンピューター端末を通じて記録・閲覧できる就職活動支援システム「キャリアナビ」を稼働させ、就職指導に係わるすべての教職員が各学生の活動状況に関する情報をリアルタイムで共有することが可能となり、一層効率的な就職指導を行えるようになった。

近年、学生の基礎学力低下が見られることから、入学前教育の必要性を感じ、学修支援センターを設置した。学修支援センターでは、推薦入試・AO入試合格者対象に全ての勉強の基礎となる国語力アップを目指し、通信添削を行っている。入学後は、基礎学力の定着度を見るため、実力試験を実施し、その後、フォローアップ・セミナーを開講し、全設問について丁寧に解説している。加えて、公務員採用試験対策のサポートも行っている。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学における職業教育の役割・機能、分担は明確に区別され、機能しているが、今後、以下の3つが課題として考えられる。

- ①学修支援センターが中心となって行われている入学前教育指導の成果を検証するシステム
- ②基礎学力の乏しい学生に対する恒常的な指導体制
- ③保育職への就職を断念した学生や、適性に欠ける学生への効果的な進路指導

上記3点の課題に対し、科会、学修支援プログラム委員会、就職対策委員会などが連携をとり（合同部会立ち上げの可能性を含め）解決策を探ることが求められる。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

今後、入学前教育指導の検証システムを構築し、指導教材の改善を進めていく。

基準（2）職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、例年6月に高校の進路指導担当教諭対象に、入学者受け入れの方針を明確に示し、入試情報、授業内容、就職情報についての説明会を行い、高等学校での教育における職業選択への円滑な接続を図っている。

また、平成25年度から、学園に併設する駒沢学園女子高等学校が立ち上げた選択科目「大学入門」に専任教員を派遣し、保育科に興味を示す高校2年生を対象に、入学前にふさわしい基礎的知識、技能の修得を目指して授業を行っている。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

「大学入門」については、平成28年度は保育職を目指そうとする受講希望者が定員に満たなかったため実施が見送られたが、今後も保育職を希望する高校生を増やすためのカリキュラムを策定し、積極的に実行する必要があると思われる。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

今後、本学における学びと高等学校までの教育との円滑な接続を図るため、高等学校の進路指導・キャリア教育担当者との連携を取り、生徒が求めている情報を具体的にわかりやすく提示し、オープンキャンパスでの説明等の内容をさらに充実させていく。また、高校側から、「生徒たちにキャリア教育の中で生の大学の授業を見せたい」との要望も増えてきていることから、オープンキャンパスでの模擬授業ではなく、通常授業を生徒が受講体験できる方法（WCVこの頃から）も視野に入れていく方向である。

基準（3）職業教育の内容と実施体制が確立している。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は単科であり、幼稚園教諭二種免許と保育士資格を取得するための保育に特化した科目を設置している。また、カリキュラムは人材養成の目的として学位授与の方針に則して作成されている。13の基礎科目と50以上の専門教育科目が、将来保育者になるにあたって必要な一般教養、コミュニケーション・スキル、保育に関する専門知識・技能を身につけるために設けられている。

特徴的な授業として挙げられるのが2年後期開講の「ライフデザイン」である。本授業では、人生設計の立て方、その中で女性のライフコースと各発達段階で出会う課題（就職や仕事と家庭の両立問題など）について学ぶ。また、1年次の「保育内容『身体表現Ⅱ』」では身体表現発表会、2年次の「造形表現」ではダンボール制作展、2年後期開講の「保育・教職実践演習（幼稚園）」では、焼いもや模擬運動会等を授業に組み込み、保育の現場で実践することを想定しながら、それぞれ学生主体でプログラムの作成、指導計画の作成、を行う。これらを通して、保育者として就職後、現場で運動会の入退場門作成、子どもたちの発表会の大道具制作などができる力、また発表までのプロセスを通してグループ内でのコミュニケーション力などを培う。「英語コミュニケー

ション」では、保育現場における外国人保護者、外国籍園児の増加に対応するために、場面に応じた手作り英会話教材を使用し、卒業後、英語の歌、ゲーム・アクティビティ、絵本の読み聞かせが実践できるようにしている。このように、職業教育の視点を積極的に取り入れながら指導している。

教育実習、保育実習、施設実習においては、実習前に外部講師を招き講演会を開催し、現場での事例を交えながら学生の実習に向けての準備学修を行っている。講演後、学生は感想文を提出し、講師に送付している。このほか、施設見学の機会も設けている。

(参考) 外部講師を招聘した講演会及び実地見学例

- ① 1年生の初回の実習では、「教育実習」の授業で、実習先の付属幼稚園園長から実習前には、「平成 25 年度 園経営の基調と保育目標」、「こまざわ幼稚園教育実習にあたって」のテーマで実習に向けた心構え、幼稚園の現状について、また、実習後には「教育実習を終えて」というテーマで、教育実習を振り返り、将来保育者へ向けての心構えに関する講演を実施。
- ② 1年生の「基礎講座」では、自然環境を重視した保育を行っている私立幼稚園園長を招き、「園庭の自然環境と子どもの育ち」というテーマでの保育現場の講演を実施。
- ③ 「基礎講座」の授業の中で、元駒沢女子短期大学保育科教授、愛珠幼稚園園長から「幼稚園の現状と幼稚園教諭の役割」というテーマで講演を実施。
- ④ 初めての保育実習前に保育の現状を学ぶことを目的とした、1年生対象の「保育実習特別講演会」を開催した。元保育園園長、現青山学院女子短期大学非常勤講師による「保育園とは何か」、「保育士の役割」、「保育実習に対する心構え」などについて講演を実施。
- ⑤ 1年次の「施設実習」を控え、「保育実習」の授業の中で福祉講演会を開催し、児童発達支援事業施設の施設長から、現場の状況、実習の心構えなど具体的な講演を実施。
- ⑥ 2年生の「保育・教職実践演習（幼稚園）」の授業で、卒業生や外部講師を招聘し、3回の講演会を開催した。講演会後の授業では、講演内容についてのグループ討議と振り返りを行った。本年度は新たな企画として、本学卒業の4人の先輩保育者による講演会、座談会を開催し、身近な先輩たちからの具体的な体験談から学ぶ機会を設けた。最後の講演会には、本学卒業生で岩手県陸前高田市の保育者を招き、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災で壊滅的な被害を受けた市の当時の状況、子どもたちの様子、保育者の対応、地域の人たちの協力体制、そして現在の復興の状況など、尊い命を預かる保育者としての2年間の活動の講演を実施。
- ⑦ 1年次「特別支援教育Ⅰ」では、授業の一環として、「施設支援の課題について施設見学を通して学ぶ」というテーマで、全員が、創立 120 年の歴史を持つ日本最初の知的障がい児のための福祉施設見学を実施

進路総合センターでは、4月のオリエンテーション期間を含む2日間、外部講師を招き、全2年生を対象に採用試験（主に公立保育士筆記試験）に備えた実践的講義と模擬試験を実施し、学生へ就職に向けての意識づけと準備を行っている。また、2年生に対しては、5月に「保育関係の就職活動を知る」と題して、センター主催の第1回就職ガイダンスを実施し、キャリア・ハンドブックを配付した上で就職活動の流れに関する具体的な説明や、学生の出身地、居住地別に就職希望者の把握を行い、個々の学生の就職希望に沿って就職活動の手助けをするための情報収集も行っている。また、センターと就職対策委員の教員が、第2回就職ガイダンスとして「園の採用試験と履歴書作成（基礎）」の指導を行い、過去の出題例と対策について具体的指導をテーマとして指導に当たっている。当日配布の「練習用履歴書」はセンターで添削し、翌ガイダンスの時に返却している。第3回就職ガイダンスでは、「園の採用試験と履歴書作成指導（応報編）」を行っている。個別指導が必要な学生に対しては、5月後半に90分の時間を設け、履歴書作成指導を行っている。

7月には、第4回就職ガイダンスを実施し、外部講師を招き、「面接試験の対策とマナー」についての指導を行っている。また、4月から9月にかけて、特別区幼稚園希望者に対する資料配布や受験方法の説明、各自治体の採用試験希望者へのアテンド、登録が必要な保育会や保育協会への登録希望者への資料配布と登録説明、就職希望者全員を対象にグループ面談等を行い、学生の把握に努めるとともに、強力な個別指導の体制を整えている。

9月後半、後期授業が始まると同時に全1年生対象の進路ガイダンスを行い、企業への就職を志望する学生へのケアにあたりるとともに、保育職への就職に向けての意識を高める企画を実施している。

3月には3日間集中講義「公立保育公務員試験対策」を行い、公立保育園への就職を希望する学生に対して支援を行っている。

就職対策委員及び2年生の担任教員は、就職に関する知識、情報を共有し、学生への職業指導の一助になるよう、各ガイダンスに支障がない限り参加している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学においては、全体のカリキュラムが保育職への養成のために編成されている側面があるため、職業教育そのものであるといえる。卒業生の就職・進路状況を見る限り、本学の職業教育は一定の成果を上げていると見ることができる。強いて言えば、近年増加している公務員（公立保育士含む）への就職対策等を強化する必要がある。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

ここ数年をかけて、学修支援センターと進路総合センターとが連携した形で、継続的、長期的な視点で公務員（公立保育士）就職試験対策の支援体制を整える必要があるため、対策講座の回数を増やすことと、希望学生の個別指導体制を順次整えていく。

基準（4）学びなおし（リカレント）の場としての門戸を開いている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成22年度より、リカレント教育の一環として本学保育科卒業生で現役保育者を対

象とした「フォローアップ・セミナー」を開催している。趣旨は、改めて学びの場を提供し、最新の保育知識と技術を学ぶための研修である。セミナー終了後は、懇親会を開き、参加者、講師の先生方、保育科専任教員が参加し、旧交を温めると同時に、情報交換を行っている。土曜日の勤務や就職先の行事などの理由もあり、参加卒業生数は決して多いとは言えないが、継続していくことで参加者も増え、さらに参加者にとって効果があれば一層活発なものになると期待している（表 5-1）。

表 5-1. 年度別フォローアップ・セミナー内容

| | セミナー |
|----------|------------------------------------|
| 平成 25 年度 | 「保護者との上手な付き合い方」 |
| | 「明日にでもできるリトミック」 |
| 平成 26 年度 | 「カナダの親支援：ノーバディーズパーフェクトに学ぶ子育て支援」 |
| 平成 27 年度 | 「自分の気持ちをコントロール～気持ちに寄り添う保育活動を目指して～」 |
| 平成 28 年度 | 「保護者への対応」 |

また、社会人入試を年 2 回実施し、他分野の大学、学部に学んだ、あるいは、社会人経験のある者に門戸を開いている。社会人入学者に対しては、複数名ずつクラス配属し、現役合格の学生たちの中で孤立しないよう学生生活、実習、就職についての悩みなどの相談に応じられるよう、担任のほかに、社会人アドバイザー 2 名を委員として配し、入学時を始め、年に数回、個別またはグループ面談を行い、問題等の対応を行っている。また、科長、教務課及び学生支援課の支援も有効に機能している。

長期履修制度、科目等履修制度を設置しており、免許・資格を取得するため等の目的で、必要な科目のみを履修する学生を受け入れている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

現在、フォローアップ・セミナーへの参加者は決して多いとはいえない。「週末も保育士は仕事が入っていることが多く、参加しにくい」という声を受けて、昨年度は初めてお盆休み中に設定したが、休暇期間中ということで、参加者増には結びつかなかった。例年のセミナーのプログラム内容については、参加者から好評であり、研修後の懇親会での教員、学年を超えての交流ができることも好評を得ているため、周知の方法及び実施日について今後検討していく必要がある。

社会人入試合格者については、勉学意欲があり、卒業後保育者になるという意識が高いが、一部現役学生の授業態度等に不満を感じたり、年齢差から現役学生の輪に入れずにいるなど、入学後、進路について自分の選択に迷いを抱く者もいる。早い段階で学生の不満やニーズに気付き、迅速に対応する必要がある。

意識の高い社会人経験者の入学を増やし、質の高い保育者を送り出すことが養成校に求められるが、そのためには、適切な指導・支援体制を整備する必要がある。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

参加者を今後増やすためのフォローアップ・セミナーの開催時期については、現場の状況を理解し、早くからスケジュールを決め、余裕を持って参加対象者への連絡ができるよう考えていく。現在、セミナーの案内は、本学卒業後 7 年以内の保育者対象の約 700 名に、はがきで郵送し、メールで返信という方法をとっているが、予算の関係もあり、7 年前以上の卒業生への通達も可能にするためには、現在、同窓会事務局で作成中の同窓会名簿の完成後、メール発信を利用するなど、多くの卒業生に向けての情報発信を計画している。

また、社会人入学者を増やすためには、外部に向けての情報発信と共に、入学者に対する支援体制を、科長、担当教員、クラス担任、教務課、学生支援課と連携し、情報交換を密にした体制を構築していく。

基準 (5) 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学には 13 名の専任教員がおり、その中で現場経験者は、3 名（保育所、幼稚園、児童養護施設）である。現場での経験を授業において関連科目の中で伝えていくことの意義は大きく、実務経験を活かした授業内容を実施している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

今後、更に、保育・福祉職の現場経験者を教員に迎えることが必要である。特に乳児保育を経験した教員を迎え、時代のニーズに合った教育を施していく必要がある。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

改善計画は、学園本部と本学が連携して改善計画を策定する必要があるが、保育・福祉現場経験者の新規採用を進めていく。

基準 (6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成 28 年度保育科卒業生の幼稚園教諭二種免許状取得者は 108 名、保育士資格取得者は 106 名である。就職先の業種別構成は、幼稚園 59 名、保育所 59 名、施設 4 名、一般企業 6 名である。また、職種別構成は幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を活かした保育職が 97% であり、本学の目的を達成していると考えられる。学生の希望進路が明確になるよう、さらに夢の実現をサポートし、専門職への就職率の向上を目指している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

入学当初に行う「実習希望調査書」及び担任との個人面談結果では、両資格の取得希望率は 100% である。しかし、両資格ともに、実際の取得者数は 100% には達していない。これは、在学中に単位取得不良のため、いずれかの資格を断念した結果である。本

学は保育職へ進むためのカリキュラムを作成、実行しているため、在学中に自らの適性や、学業成績等の理由により、免許・資格取得を断念せざるを得ない学生が少数ながら存在することは事実である。

本学の卒業後、科目等履修制度を利用して免許・資格取得をする学生も増える傾向にある。免許・資格を活かした保育職への就職率の高水準を維持できるよう、教員をはじめ関連部署職員が連携協力し、学生支援に努めることが重要である。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

本学への入学者の多くは、2年間で2つの免許・資格を取得できることを入学理由の一つにあげている。しかし、一部の学生が2年間で予定の単位取得が出来ないために、免許・資格を一つ、あるいは学位取得のみに絞らざるを得ないケースも出てきている。学生の将来の夢の実現に向けて、より一層「保育者を目指す」という自覚を促す指導、支援が必要である。クラス担任を窓口として、学生だけでなく、必要に応じて保護者との面談を行い、科会で学生についての情報を共有し、学生がどの教員に相談をしても対応できるようにしている。進路変更をした学生に対しては、進路総合センターに連絡し、学生への一般企業等の情報及び採用に向けての準備・指導を依頼しているが、さらに体系的に行えるよう整えていく。

卒業生に関する就職先へのアンケート結果を分析し、2年間の教育の中で改善できる点について把握、検証するシステムを構築していく。

選択的評価基準

地域貢献の取り組みについて

選択的評価基準 地域貢献の取り組みについて

■以下の基準（１）～（３）について自己点検・評価の概要を記述する。

基準（１）地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は建学の精神に基づき、駒沢学園の全体的取り組みとして地域に向けた公開講座を実施している。実施機関は学園が設置している大学、短期大学、中学高等学校とそれぞれである。短期大学は大学と一緒にしている。

学園の移転直後から地域住民を対象に開講している「仏教講座」では、仏教専任教職員が講師を務めている。この講座は本学の建学の精神と深くかかわる伝統的な講座であり、坐禅と仏教講話を毎月一度、土曜日に開講している。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

仏教講座は、長年にわたり開講している講座であるため、地域住民に馴染みが深く、有効に機能している。しかしながら、関心をもつ参加者が固定化される傾向にあるため、幅広く地域住民の参加を図ることが今後の課題である。

本学所在地である稲城市では、公民館主催事業の「親と子の教室」を開講しており、一部の講座に本学専任教職員が講師として協力している。本学よりも利便性と広報力が高いため、市民は参加しやすく、アクセス環境に課題がある本学での公開講座は参加者が低迷しているのも事実である。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

仏教講座は、今後も仏教担当専任教職員が中心となって計画的に開講されるが、参加者の多様化を図るためには、参加者の年齢層やニーズを理解し、次年度の開講に活かしていくことを一つの改善策とする。

本学では平成 27 年度より、稲城市 IC カレッジのプロフェッサー講座に協力・連携していく予定であり、今後は地域との一層の連携が必要である。

基準（２）地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

①専任教職員による稲城市との交流活動

稲城市からの依頼に応じて、次のテーマで講座及び委員会（表 5-1）において専任教職員が講師・委員を務め、稲城市との交流を深めている。

表 6-1. 稲城市との交流活動一覧

| 講師名 | 交流活動 |
|--------|--|
| | |
| 高玉和子教授 | 「第二次稲城市保健福祉推進委員会」子育て部会座長 「稲城市保健福祉サービス苦情解決委員会」委員 |

②短期大学生による文化的交流活動

本学の特性を生かして、以下のような活動を実施している（表 5-2）。

表 6-2. 短期大学性による文化的交流活動一覧

| タイトル | 内容 |
|----------------------|--|
| 段ボール制作展 (ハッピーランド) | 本学 2 年生による段ボールの大型遊戯物制作である。「造形表現」の授業の中で取り組む活動で、完成後は近隣の子どもたちに開放している。 |
| 身体表現発表会 | 本学 1 年生による発表会である。「身体表現Ⅱ」の授業の中で、脚本、衣装、大道具を創作し、合奏・合唱・ダンス等を盛り込み、クラスごとに作品を完成させた。親子観劇会として、付属幼稚園をはじめ、近隣の園児を招待している。 |
| 児童文化部公演 | 併設の大学生・本学学生有志によるクラブ活動である。祝日や休暇中に地域内の保育園、児童館、子育て支援施設を巡回し、地域の子どもたちの福祉に貢献することを目的として公演活動を行っている。 |

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

①専任教員による稲城市との交流活動

本活動は、稲城市との交流活動に十分貢献しているものとする。今後も継続しながら、多分野にわたる交流活動が行えることが望ましいと考える。

②本学学生による文化的交流活動

段ボール制作展、身体表現発表会、児童文化部公演は、地域の子どもたちとの交流に十分に貢献しているものと受け止めている。今後も継続していくことが望ましいと考える。段ボール制作展と身体表現発表会は、全学生が授業の中で取り組む活動となっているが、児童文化部は有志学生による活動である。そのため、自主的に集まってくる学生の減少、練習時間の確保が困難等の問題に直面している。学外に、幅広い交流機会があるにもかかわらず、全要請に応えられないこと、またそこで体験している学生が固定化していることが今後の課題である。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

児童文化部の課題に対する改善策は、併設大学と本学合同のクラブ活動であることの利点を生かして、大学生の勧誘を強化していくことが考えられる。過密なカリキュラムの合間をぬっての短大生だけの活動には限界がある。大学生部員の増員によって相互に協力、連携し、活動の一層の充実を図っていく。

基準（3）教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成 25 年度より、併設大学に設置されているボランティア委員会に本学も所属し、同じ組織下に入った。ボランティア委員会は、多摩地区や稲城市からのボランティア要請の窓口として機能している。学生へのボランティア情報は、独自のポータルサイトにより提供されている。

平成 23 年度から実施している東日本大震災の被災地におけるボランティア活動では、岩手県陸前高田市の子育て支援施設で活動を実施している。児童文化部の活動は、先述の地域貢献のみならず、ボランティア活動の一環としても捉えている。特に、稲城市地域ボランティアからの依頼により、パネルシアターや親子ふれあい遊びなどを行っている。児童文化部は、平成 25 年度多摩地区学生ボランティア助成金を受け、活動が評価をされ、その活動範囲も広がっている。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

併設大学の既存のボランティア委員会に組み込まれたことにより、ボランティア活動がより明確になった。窓口が一本化され、ポータルサイトで学生に周知されるようになったことも、これまでの本学の本分野における課題を克服した。

しかしながら、ボランティア委員会による活動への本学学生の参加は平成 25 年度 2 名であった。本学のカリキュラム編成による余裕のなさから、学生のボランティア意識はあっても実行する意思はまだ弱いと考える。学生同様に過密な業務に追われる本学教員のボランティア活動への環境も整っていない。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

これまで、課題を一つずつ改善してきている経緯から、今後も併設大学と同一組織下で確固たる支援体制を確立していく。ボランティア活動は特別なものではなく、できる時に、できる人が、できることを、というスタンスを学生と教員が共有しながら、身の丈に合った活動を行っていく。その意味で現体制は適正なものとする。

一方、専任教員自ら活動の意義を再認識し、活動を推進していくために、担当教員を増員することで強化していく。具体的には、児童文化部を担当する教員を 2 名にする。今後も学生が関心を高くもち、積極的に参加していける環境を整えたい。そのためには、ボランティア経験学生の声を現学生に伝える機会をつくることも一案と考え、実施していく。